

【論文】

鎌倉幕府の音楽と地下楽人
— 都市鎌倉の成長と「独自編成型」の音楽受容 —

渡 邊 浩 貴

【論文】

鎌倉幕府の音楽と地下楽人

―都市鎌倉の成長と「独自編成型」の音楽受容―

渡邊 浩 貴

【キーワード】

鎌倉幕府 音楽 鎌倉楽人 地下楽人 都市鎌倉

【要旨】

前稿で筆者は、鎌倉幕府の音楽受容形態を、鎌倉幕府の草創期から承久の乱以前までを「楽人招請型」、承久の乱以後を「独自編成型」と名付け、前者の分析を行いながら中世鎌倉音楽史の展開を見通した。本稿は、後者の分析に注力し、鎌倉中後期における音楽受容の様相を明らかにした。要点は以下の通りである。

「独自編成型」期の鎌倉音楽界を主導した地下楽人中原氏を事例に、彼らが鎌倉へ下向する要因を、①承久の乱の敗戦と続く九条道家政権誕生による政治的要因、および朝廷財政の逼迫による経済的要因という京都政界側の事情、②摂家将軍九条頼経下向に伴う文化環境の整備九条道家政権誕生による公武連携と一時断絶していた「楽人招請型」音楽受容政策の復活などの鎌倉幕府側の事情を指摘した。③鎌倉中後期では、都市鎌倉が成熟するにつれ、京都出身の多氏・狛氏・豊原氏・大神氏・安倍氏ら楽人が鎌倉下向を果たす事例が多数見出せる。その到達点を示すのが、弘安四年に鶴岡遷宮で登場する鎌倉楽人たちの音楽活動であり、秘曲伝授や種々の音楽教習において、すでに鎌倉幕府は独自に創出した楽人集団によって実施できるまでの成長を遂げた。ここに、幕府による「独自編成型」の音楽受容形態は一つの到達点に至る。④「独自編成型」期では、鎌倉楽人間や御家人間での音楽教習・秘曲伝授が鶴岡を中核としながら都市鎌倉内部で実施されていた。やがて東国地域における音楽文化の中心として都市鎌倉と鶴岡で編成された鎌倉楽人が影響力を持つようになっていく。

はじめに

武家権門として東国に成立した鎌倉幕府は、朝廷や畿内大寺社の音楽制度に倣いつつ、鶴岡八幡宮寺を中心に楽所を設け様々な儀礼を整備してきた^①。だが、源頼朝が鎌倉入りを果たした治承四年（一一八〇）、鎌倉の様子は「自爾以降、東国皆見其有道、推而為鎌倉主、所辺鄙而海人野史之外素卜居之類少之、正当于此時、閭巷直路、村里授号、加之家屋並覺、門扉輒軒云々」（『吾妻鏡』同年二月二日条）^②と鄙びた景観であったことが強調される。この記述は文飾表現を多分に含むものの、幕府草創期の音楽儀礼が、人材不足のため伊豆・箱根両権現をはじめ周辺地域からの楽人派遣および京都楽人の招請から成り立っていたことを踏まえるに、誇張はあれどもおおよそ首肯される状況と考えられる。ところが、それから半世紀以上を経た鎌倉の音楽文化は大きく様変わりする。仁治三年（一二四二）、京都人による鎌倉滞在記『東関紀行』にて、それは先進的な文化を享受する京都人の目にも見劣りしないものとして映る^③。

そもそも鎌倉の初めを申せば、故右大將家と聞え給ふ、水の尾の御門の九つの世はつえを武人に受けたり、去りにし治承の末にあたりて、義兵をあげて朝敵をなびかすより、恩賞しきりにくははりて將軍のめしを得たり、營館をこの所に占め、仏神を砌にあがめ奉るよりこの方、いま繁昌の地となれり、

中にも鶴が岡の若宮は、松柏みどりいよいよしげく、蘋蘩の供へ欠くることなし、陪従を定めて、四季の御神楽おこたらず、職掌に仰せて、八月の放生会を行はる、崇神のいつくしみ、本社にかはらずと聞ゆ、
（傍線筆者、以下同）

右の記述の背景に、鎌倉のなかでいったいどのような変化があったの

だろうか。従来の鎌倉幕府に関する音楽研究では、その大半が鶴岡八幡宮寺そのものの楽所整備過程に注目が集まり（勿論、史料残存の僅少さも影響している）、幕府自体の音楽文化受容に対する姿勢の変遷や都市鎌倉の整備の問題、鎌倉に下向する京都出身の楽人の動向や諸活動といった要素を踏まえての検証が十分なされてこなかった。それゆえ、右の『東関紀行』の時期にあらわれる変化の説明も含め、鎌倉幕府における音楽文化の全体像が描かれることはなかったのである。

かかる状況に対し、かつて筆者は鎌倉幕府による音楽受容形態の変遷を概観するなか、①源頼朝期と②承久の乱および撰関家将軍九条頼経の下向期、の大きく二つの画期が存在したことを示し、前者を「楽人招請型」、後者を「独自編成型」の音楽受容と名付けた。⁵⁾ ②の時期については、他の前稿で承久の乱後に鎌倉楽人として定着した地下楽家中原一族を事例に検討を加えたが、京—鎌倉間の政治・経済状況や、都市鎌倉における音楽整備の歴史的展開過程のなかで具体的に位置づけるまでには至っていない。地下楽人の動向と彼らを取り巻く諸事情については、なお多くの検討課題を残すものの、先にあげた『東関紀行』で記述されるに至る背後に、如上の様々な要因が絡み合っていることは了解されよう。

そこで本稿では、二つ目の画期とした承久の乱以後の鎌倉幕府による「独自編成型」の音楽受容形態を対象に、乱以後の京都出身の地下楽人たちの置かれた状況を京—鎌倉の政治権力や経済状況の実態に照らし合わせて検討を加え、鎌倉へと定着していく過程を動的に示す。その上で、撰関家将軍九条頼経期を経た鎌倉中後期における都市鎌倉での音楽環境の整備と、かかる音楽文化が東国地域社会へと波及していく様子を具体的に明らかにしていく。⁷⁾ この作業を通じて、これまで描かれてこなかっ

た鎌倉中後期における鎌倉音楽史の様相を提示したい。

なお本稿では、治承四年（一一八〇）の鎌倉幕府草創期から、正慶二年／元弘三年（一一三三）の幕府滅亡に至るまでの都市鎌倉および周辺地域での音楽関係記事を採録した【表】「中世都市鎌倉の音楽関係記事一覧」（以下【表】と略記し、該当記事は【表】〇〇と番号を付す）を作成し、同表採録記事を踏まえながら議論を進めていく。すでに前稿で掲載したものと重複する記事もあるが、【表】では遺漏史料の追加および一部記事の補訂も行っており、かつ本稿が承久の乱後の事例を扱うといえども、折に触れて幕府草創期を含めた都市鎌倉全体の音楽文化の概要を確認する作業は必須であるため、煩を厭わずここに掲げる。

一 承久の乱後の地下楽人と京都政界

平安期から鎌倉末期頃までの朝廷大内楽所や畿内大寺院の楽所等で活躍する重代楽人の系譜を記録する「楽家系図」や、室町後期成立の楽書『體源鈔』（豊原統秋撰）、また各楽家の「狛系図」「多氏系図」「豊原氏系図」を通覧するに、「住関東」「関東一者」などと鎌倉に下向した京都出身の楽人が複数存在したことが分かる。以下本稿では「住関東」「住鎌倉」と註記のある楽人を取り上げるが、その場合に、例えば建久九年に相模国星川を頼朝から拝領した鎌倉楽人多久忠（忠久とも）や（『體源抄』）、墓所が逗子神武寺境内にある中原光氏の事例のように、基本的に楽人本人が下向し定住するものと想定している。¹⁰⁾

なかでも後に鶴岡八幡宮寺の楽所楽人として名声を積み、鎌倉幕府の音楽文化を主導した地下楽家中原一族の動向は、承久の乱後に鎌倉へ流入する京都出身の地下楽人の事情をよく示す事例である。¹¹⁾ 以下中原氏を事例に、承久の乱後の京—鎌倉の状況と照らし合わせながらみていく（系

【表】中世都市鎌倉の音楽関係記事一覧

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
1		治承4年8月4日	1180年8月4日	兼日密々被遣邦通、…向兼隆之館、酒宴 鄂曲之際…、	山本兼隆館に藤原邦通が遣わされ、館に て酒宴鄂曲が催される。		『吾妻鏡』
2		治承4年8月18日	1180年8月18日	八幡 若宮 …観音〈各一卷、可法楽 云々〉、	北条政子が経師法音尼へ遣わした所作目 録中に、心経十九巻の読誦・奏楽が記され る。		『吾妻鏡』
3		治承5年閏2月21日	1181年閏2月21日	今日以後七ヶ日可有御参鶴岳若宮之由 立願給、…未明参給、被行御神楽云々、	源頼朝が七ヶ日の鶴岡八幡宮寺参詣を立 願し、同日未明に鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』
4		養和2年1月1日	1182年1月1日	卯剋武衛御参鶴岳宮、…其後於宝前令法 楽法華經寿量品給云々、	源頼朝が鶴岡に参詣し、法華經の法楽が 行われた。		『吾妻鏡』
5		寿永3年1月1日	1184年1月1日	鶴岳八幡宮有御神楽、前武衛無御参宮、 去冬依広常事、宮中穢氣之故也、	鶴岡で御神楽が催されたが、頼朝は昨年 冬の上総広常誅殺で生じた穢氣により参 詣せず。		『吾妻鏡』
6		元暦元年4月20日	1184年4月20日	被遣藤判官代邦通・工藤一藤祐経并官女 (号千手前)等於羽林之方、…遊興移 祐経打鼓歌今様、女房彈琵琶、羽林和横 笛、先吹五常楽、…次吹皇慶急…、武 衛令問酒宴次第給、邦通申云、羽林、云 言語、云芸能、尤以優美也、	鎌倉へ護送された平重衡の許へ藤原邦 通・工藤祐経等が頼朝により遣わされ、琵琶 ・横笛などの音楽が奏された。頼朝は、 帰参した邦通から重衡の芸能について報 告を受ける。	工藤祐経：打鼓・今様 女房(千寿前)：琵琶 平重衡：横笛・朗詠	『吾妻鏡』
7		元暦元年6月18日	1184年6月18日	故一条次郎忠頼家人甲斐小四郎秋家被 召出、是堪歌舞曲之者也、仍武衛施芳情 可致官仕之由被仰出云々、	頼朝、誅殺された一条忠頼の家人で歌舞 曲に長けた甲斐(大)秋家を召し出し て赦免する。	大(中)臣秋家：歌舞曲	『吾妻鏡』
8		元暦元年11月6日	1184年11月6日	於鶴岳八幡宮有神楽、武衛参給、御神 楽以後入御別当坊、依奉請也、別当自京 都招請兒童(号捻持王)、去比下着、是鄂 曲達者也、…垂髮吹横笛、梶原平次付之 又唱歌、畠山次郎歌今様、武衛入興給、	鶴岡で御神楽が催された後、頼朝は門 曉の招きにより別当坊に入る。そこで、京都 から招請された鄂曲達者の捻持丸に、梶 原景高の唱歌や畠山重忠の今様を添えて 芸能の座が設けられる。	兒童(捻持王)：鄂曲 梶原景高：唱歌 畠山重忠：今様	『吾妻鏡』
9		元暦2年2月27日	1185年2月27日	入夜為追討祈於賀茂社被行御神楽、有 宮人曲云々、	平家追討を祈念して京都賀茂社にて御神 楽が催され、宮人曲が奏される。		『吾妻鏡』
10		元暦2年7月23日	1185年7月23日	山城介久兼依二品之召、自京都参着、是 陪従也、神宴等伎、当时無其人、仍懇以 令招下給云々、	頼朝、京都から大江久兼を御神楽等での 陪従として招聘する。鶴岡には当時陪従は いなかったという。	大江久兼：御神楽	『吾妻鏡』
11	源頼朝	文治2年2月1日	1186年2月1日	左典既能保并室家・男女御子息被参鶴岳 八幡宮、被行神楽…、	鎌倉に滞在していた一条能保とその室・子 息等が帰洛するため、鶴岡に参詣し御神楽 が催される。		『吾妻鏡』
12		文治2年2月2日	1186年2月2日	…或奉筋同宮放生会御興装束并錦御帳 及神殿御戸帳・舞装束等已三万疋正経営	(前)対馬守親光が在任中に) 鶴岡放生会 での御興担ぎ手装束や舞装束など三万疋 以上の衣装を揃えた。		『吾妻鏡』
13		文治2年3月16日	1186年3月16日	山城介久兼为使節上洛、被仰伊勢国神領 類倒奉行等事、又諸国兵糧米催事、漸可 被止之由、被仰北条殿…、	頼朝、大江久兼を使節として上洛させ、北 条時政に諸国兵糧米停止等を命じる。		『吾妻鏡』
14		文治2年4月8日	1186年4月8日	二品并御台所御参鶴岳宮、以其次召出 静於廻廊、是可令施舞曲也、…然而貴命 及再三之間、慙廻白雪之袖、発黄竹之調 左衛門尉祐経鼓、…畠山次郎重忠為銅拍 子、静先吟出調云…、	頼朝・北条政子が鶴岡に参詣した折、静を 召し出し舞曲を施すよう命じる。静は固辞 するも再三の命により舞曲を施すこととな り、工藤祐経が鼓を打ち、畠山重忠が銅 拍子を打って静が歌を吟じる。	静御前：舞曲 工藤祐経：打鼓 畠山重忠：銅拍子	『吾妻鏡』
15		文治2年5月1日	1186年5月1日	自去比黄蝶飛行、殊遍満鶴岳宮、是怪 異也、仍今日以奉御供之次、为邦通奉行 有臨時之神楽…、	鶴岡に黄蝶が充滿するという怪異が発生 したことで、藤原邦通を奉行として臨時の 神楽が催される。		『吾妻鏡』
16		文治2年5月14日	1186年5月14日	左衛門尉祐経・梶原三郎景茂…向静旅 宿、玩酒催宴、鄂曲尽妙、静母磯禪師又 施芸云々、	工藤祐経・梶原景茂・千葉常秀・八田朝 重・藤原邦通等が静の旅宿を訪ね。静母 子が鄂曲など芸を施す。	静御前・磯禪師：鄂曲等	『吾妻鏡』
17		文治2年12月1日	1186年12月1日	千葉常胤自下総国参上、今日献盃酒、 二品於西侍上…、常胤赴(起)座舞蹈、善 信尽野(鄂)曲、調催馬楽云々、	千葉常胤が下総国より鎌倉に参上して盃 酒を献じ、頼朝以下小山朝政・三善康信・ 岡崎義実等が宿老の面々と酒宴に及ぶ。常 胤は起座して舞蹈を披露し、康信は鄂曲を 尽くし催馬楽を詠じる。	千葉常胤：舞蹈 三善康信：鄂曲	『吾妻鏡』
18		文治2年12月6日	1186年12月6日	御台所御参鶴岡、有神楽、巫女・職掌 面々給禄云々、	政子、鶴岡に参詣して神楽が催される。		『吾妻鏡』
19		文治3年2月25日	1187年2月25日	二品渡御三浦義澄家、有御酒宴、折節 信濃国保科宿遊女長者依訴訟事参往、召 出其歌、聞食野(鄂)曲云々、	頼朝、三浦義澄家に渡御した際、信濃国 保科宿の遊女長者が訴訟のために当地に おり、彼女の鄂曲を聞く。	遊女長者：鄂曲	『吾妻鏡』
20		文治3年7月23日	1187年7月23日	二品逍遥海浜給、故一条次郎忠頼之侍甲 斐中四郎秋家被召具之、以歌舞為業之者 也、於由比浦小笠懸之後、入御岡崎四郎 宅、御酒宴之間、秋家尽舞曲云々、	頼朝、海浜遊覧の折に、故一条忠頼の家 人で歌舞を生業とする大(中)臣秋家を召し 出す。由比浦の小笠懸後、岡崎義実宅で の酒宴にて秋家は舞曲を披露する。	大(中)臣秋家：舞曲	『吾妻鏡』
21		文治4年1月26日	1188年1月26日	早旦御台所并若公御参鶴岳宮、有御神楽	早朝に政子と万寿(源頼家)が鶴岡に参詣 し、御神楽が催される。		『吾妻鏡』

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
22	源頼朝	文治4年3月6日	1188年3月6日	梶原平三景時、依年来宿願、日来令持戒淨侶、書写大般若經一部訖、…仍欲奉納鶴岳之間、於彼宮可遂供養、稱御旨、可囑請導師并舞童等之由、言上之間…、	梶原景時、年来の宿願として大般若經の書写を鶴岡若宮の宝前に奉納し、その供養の際の導師や舞童のための垂髪等を招請することを頼朝に言上し、許可を得る。	児童：童舞	『吾妻鏡』
23		文治4年3月15日	1188年3月15日	於鶴岳宮遂行大法会、景時宿願大般若經供養也、…請僧三十口也、先舞樂(管根兒五人、伊豆山兒三人)、次供養事訖曳布施、 供養導師義慶(供僧一和尚)、請僧三十口願主梶原平三景時(大法会始是也、舞童在之)、	梶原景時宿願の大般若經供養会が鶴岡で催され、舞樂では童舞を行うために箱根山から五名、伊豆山から三名の児童が招請される。 鶴岡大般若經供養会にて大法会が催される願主梶原景時の大法会が最初で、舞童も伴った[「円曉」項]。	児童：童舞	『吾妻鏡』 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』
24		文治4年3月21日	1188年3月21日	梶原平三於御所經營、頗尽美、…又若宮伊与阿闍梨慶依請相具兒童等參入、御酒宴及歌舞、此事、去十五日宿願無為遂行之間、所申慶也云々、	梶原景時、宿願成就の慶申の事として盃酒碗飯を献じ、酒宴および歌舞が催される。	児童：歌舞	『吾妻鏡』
25		文治4年6月1日	1188年6月1日	於大姫公御方山際前栽被種田、美女等殖之、皆唱歌、又壯士中被召出有能芸之輩為事笛鼓曲云々、	大姫(頼朝女)方にて田植行事があり、美女の田植に唱歌が伴い、芸能に長けた壯士等が歌笛を奏す。	美女・壯士：唱歌・歌笛	『吾妻鏡』
26		文治4年8月15日	1188年8月15日	鶴岳放生会也、二品御參、先法会之舞樂次流鏑馬、幸氏・盛澄等射之、	頼朝、鶴岡放生会に臨む。まず法会舞樂が行われ、次いで流鏑馬神事がされる。		『吾妻鏡』
27		文治4年10月20日	1188年10月20日	今日有移徙之儀、…二品入御彼所、若宮別当參会、御酒宴之間、兒童及延年云々	頼朝、鶴岡馬場辺の小屋へ渡御。若宮別当円曉も參会し酒宴が開かれ、兒童の延年も催される。	児童：延年	『吾妻鏡』
28		文治5年2月21日	1189年2月21日	管根兒童等依召去夜參着、是為勤仕来月三日鶴岳舞樂也、童形八人、増寿・管熊・寿王・閑房・楠鶴・陀羅尼・弥勒・伊豆石丸等也、於別当坊自今日始調樂、山城介奉行之、	箱根神社の兒童、来月三日の鶴岡舞樂法会で童舞を勤仕するために童形八名が昨夜鎌倉に到着する。若宮別当坊にて本日より試樂が開始され大江久兼が奉行する。	児童：童舞	『吾妻鏡』
29		文治5年3月3日	1189年3月3日	鶴岳法会被始行之、已刻二品御參宮、…舞樂・馬場流鏑馬十五騎・相撲十番等同被始之、 大法会始行(舞童在之)、	先月より準備されていた鶴岡法会で舞樂が催される。 鶴岡大法会にて舞童も伴われる[「円曉」項]		『吾妻鏡』 『鶴岡八幡宮寺社務職次第』
30		文治5年6月5日	1189年6月5日	若宮別当法眼相具垂髪并当宮供僧等、被向觀性法橋旅宿、勸盃酒、及延年云々、	若宮別当円曉、垂髪等を伴い觀性の旅宿に赴き、盃酒を勧め延年を催す。	児童：延年	『吾妻鏡』
31		文治5年6月9日	1189年6月9日	御塔供養也、導師法橋觀性…、有舞樂、二品御出、	鶴岡八幡宮塔供養があり、舞樂も催される。		『吾妻鏡』
32		文治5年7月1日	1189年7月1日	鶴岳放生会也、…先法会舞樂、舞童八人相分左右、	鶴岡放生会があり、法会舞樂にて童舞が催される。	児童：童舞	『吾妻鏡』
33		文治5年8月15日	1189年8月15日	今日鶴岳放生会也、去月朔日雖被行之、依為式日、故以其儀、管根山兒童八人參上、有舞樂、	鶴岡放生会があり、先月も実施したが本日は式日なので特別に実施。箱根山から兒童八名が参り舞樂を催す。	児童：童舞	『吾妻鏡』
34		文治5年12月18日	1189年12月18日	御台所御參鶴岡、…於宮寺有御神樂云々	政子、鶴岡に参詣して御神樂が催される。		『吾妻鏡』
35		建久元年6月14日	1190年6月14日	二位家渡御小山兵衛尉朝政之家、御酒宴間、白拍子等群參施芸、	頼朝、小山朝政家に渡御し、酒宴に白拍子等が集い芸が施される。	白拍子	『吾妻鏡』
36		建久元年8月15日	1190年8月15日	鶴岳放生会也、…先供僧等大道、次法華經供養、導師別当法眼円曉、有舞樂舞童自伊豆山參上云々、	鶴岡放生会があり、小山朝光等御家人の御劍役に続き供僧の大道を伴い、次いで法華經供養、舞樂と続く。舞童は伊豆山から參上して催される。	供僧：行道 児童：童舞	『吾妻鏡』
37		建久元年10月18日	1190年10月18日	於橋本駅遊女等群參、	頼朝の上洛途上の橋本駅にて遊女等が集う。	青墓宿長者大炊息女	『吾妻鏡』
38		建久元年10月29日	1190年10月29日	於青波賀賀被召出長者大炊息女等、有纏頭、故左典職都鄙上下向之毎度、令止宿此所給之間、大炊者為御寵物也、	頼朝、上洛する途上で青墓宿を訪れ、当地の長者大炊の息女を召す。大炊はかつて源義朝の妾だった。		『吾妻鏡』
39		建久2年1月1日	1191年1月1日	千葉常胤献碗飯、…盃酒及歌舞云々、	千葉常胤が碗飯を献じ、盃酒や歌舞も催された。	児童：童舞	『吾妻鏡』
40		建久2年3月3日	1191年3月3日	鶴岳宮法会、有童舞十人(管根垂髪)、又臨時祭…、 童舞十人、管根山御經供養、	鶴岡法会があり、箱根山から召された十名の兒童により童舞が催される。 鶴岡で十名に兒童による童舞が催される。	児童：童舞	『吾妻鏡』 『鶴岡社務記録』
41		建久2年8月15日	1191年8月15日	鶴岳放生会、幕下御參宮、經供養、導師安樂房重慶、有童舞(管根兒童云々)、	鶴岡放生会があり、箱根山兒童により童舞が催される。	児童：童舞	『吾妻鏡』
42		建久2年10月25日	1191年10月25日	来月鶴岳可有遷宮之子細被凝群儀(議)之、…為令唱宮人曲、召下多好方云々、	来月の鶴岡遷宮に関して群議が開かれ、宮人曲を奏するため京都樂人の多好方を招聘することが決まる。	多好方：宮人曲	『吾妻鏡』
43		建久2年11月19日	1191年11月19日	召右近將監好方於幕府賜盃酒、好方尽野(野)曲、善信候御前、助音太絶妙也、又重忠・景季等、依仰於当座習神樂曲、兩人器量之由、好方感申云々、	多好方が召され、幕府にて三善康信の助音を得つつ野曲を披露し、当座で畠山重忠・梶原景季に神樂曲を伝習する。兩人の技量に好方は感嘆する。	多好方：野曲 三善康信：助音 畠山重忠・梶原景季：神樂伝習	『吾妻鏡』

鎌倉幕府の音楽と地下楽人

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
44	源頼朝	建久2年11月21日	1191年11月21日	鶴岳八幡宮并若宮及末社等遷宮也、…好方唱宮人曲、頗有神感之瑞相云々、	鶴岡遷宮の儀が行われ、多好方が宮人曲を唱奏す。	多好方：神楽	『吾妻鏡』
				遷宮為御神楽宮人之曲被召下、左近将監多好方云々、…楽所此時被始置之、左一者平内府生狛盛光、右一者多左衛門尉景節、	鶴岡遷宮の儀にて御神楽で宮人曲が多好方により奏せらる。この時初めて楽所が鶴岡に設置され、左一者に狛盛光、右一者に多景節を任じる。	狛盛光：左一者 多景節：右一者	『鶴岡社務記録』
45		建久2年11月22日	1191年11月22日	多好方等欲婦帰之問、自政所賜餞別、	好方等、婦帰につき政所から餞別を賜る。		『吾妻鏡』
46		建久2年12月19日	1191年12月19日	為鶴岳神事、遣山城江次久家以下侍十三人、可伝神楽秘曲之由、所被成下御教書於好方之許也、	幕府、鶴岡神事のため、多好方に大江久家以下十三名への神楽秘曲伝授を依頼する。	多好方：神楽 大江久家等：神楽伝習	『吾妻鏡』
47		建久2年12月19日	1191年12月19日	頼朝、鶴岡八幡宮ノ伶人山城久家等十三人ヲ京都ニ遣シ、多好方ニ就キテ神楽ノ秘曲ヲ受ケシム、	頼朝、鶴岡伶人の大江久家等十三名を京都に派遣し、多好方より神楽秘曲を伝習させる。	多好方：神楽 大江久家等：神楽伝習	『鶴岡八幡宮寺社務職次第』
48		建久3年2月12日	1192年2月12日	鶴岡御神楽、幕下御参云々、	鶴岡にて御神楽が催される。		『吾妻鏡』
49		建久3年3月3日	1192年3月3日	鶴岡法会舞楽如例、幕下御参、若公扈從給云々、	鶴岡法会にて恒例の舞楽が催される。		『吾妻鏡』
50		建久3年3月4日	1192年3月4日	江次久家為相伝神楽秘曲等上洛…、	大江久家等、神楽秘曲伝授のため上洛。	大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』
51		建久3年4月30日	1192年4月30日	丑刻若宮職掌紀藤大夫宅焼亡、	若宮職掌の紀藤大夫の宅が焼失した。	紀藤大夫：職掌	『吾妻鏡』
52		建久3年8月15日	1192年8月15日	鶴岡放生会舞楽也、將軍家無御出、上総介義兼為奉幣(幣)御使、着廻廊、有経宮舞樂等、	鶴岡放生会にて舞楽が催される。		『吾妻鏡』
53		建久3年11月22日	1192年11月22日	於鶴岡宮有御神楽、是御堂供養不可有魔障之由御祈禱也、	来月実施予定の御堂供養で支障のないよう鶴岡で御神楽を催す。		『吾妻鏡』
54		建久4年2月7日	1193年2月7日	来三月三日鶴岳法会舞樂事者、先者(々)召伊豆・箱根両山兒童等、雖遂行之、供僧門弟等已有數、又御家人子息等中、撰催可然少生、可調樂之旨、被仰若宮別当法眼云々、因之因幡前司子息摩尼珠、判官代子息藤一、筑後権守子息竹王等応其撰云々、	来月三日の鶴岡法会の舞楽では、これまでの伊豆山・箱根山の兒童による童舞ではなく、鶴岡八幡宮寺の供僧門弟や御家人子息で実施することとなり、御家人子息では大江広元子息の摩尼珠、藤原邦通子息の藤一、藤原俊兼子息の竹王が選ばれる。	兒童：童舞 供僧門弟：童舞 大江広元子息摩尼珠：童舞 藤原邦通子息藤一：童舞 藤原俊兼子息竹王：童舞	『吾妻鏡』
55		建久4年2月27日	1193年2月27日	鶴岳宮等(寺)舞台(殿)、此間新造、今日被立之、	鶴岡の舞殿が新造される。		『吾妻鏡』
56		建久4年3月3日	1193年3月3日	鶴岳法会、將軍家御参、舞樂如例、但當宮別當・供僧等門弟并御家人子息等為舞童也、 若宮兒十二人并御所侍子息等童舞始在之、	鶴岡法会にて恒例の舞楽が催されるが、童舞は鶴岡別當供僧・門弟や御家人子息が担った。 鶴岡供僧兒童十二名と御家人子息等の童舞が初めて実施される。	供僧門弟・御家人子息：童舞 供僧門弟・御家人子息：童舞	『吾妻鏡』 『鶴岡社務記録』
57		建久4年5月15日	1193年5月15日	手越・黄瀬河已下近辺遊女令群参、列候御前、而召里見冠者義成、向後可為遊君引(別)當…、	頼朝、富士野・藍沢の卷狩の間、手越・黄瀬河近在の遊女が群集し、里見義成を召して遊君別當に任じ、以後遊女に関する事は義成が取り次ぐ。	遊女	『吾妻鏡』
58		建久4年5月28日	1193年5月28日	爰祐経・王藤内等所令交會之遊女、手越少将、黄瀬河亀鶴等叫喚、此上祐成兄弟討父敵之由発高声、	曾我兄弟による工藤祐経と王藤内の殺害現場には、手越の少将・黄瀬川の亀鶴など遊女が居合わせていた。	手越少尉・黄瀬川の亀鶴	『吾妻鏡』
59	建久4年6月1日	1193年6月1日	曾我十郎祐成妾大磯遊女(号虎)、雖被召出之、如口状者、無其咎之間、被放遣之、	曾我兄弟による工藤祐経襲撃事件の後、曾我祐成の妾大磯遊女の虎が放免される。		『吾妻鏡』	
60	建久4年6月13日	1193年6月13日	放生会童舞習始之、	鶴岡放生会に向けた童舞の伝習が開始される。	兒童：童舞	『鶴岡社務記録』	
61	建久4年6月18日	1193年6月18日	故曾我十郎妾(大磯虎、雖不除髮、着黒衣袈裟)…則今日遂出家、赴信濃国善光寺…、	曾我祐成にて大磯遊女の虎が、箱根山別當行実坊にて亡父の仏事を営み、その後出家し善光寺へ赴く。		『吾妻鏡』	
62	建久4年7月18日	1193年7月18日	鶴岳若宮陪從江右近将監久宗(家)、属右近将監好方、為伝神楽秘曲、…宮人曲事秘藏之条、雖可謂勿論、令伝久宗(家)者、奉授將軍之由、可思食准也云々、	鶴岡陪從の大江久家に神楽秘曲を伝授する件について、多好方が秘藏を理由に拒むも幕府は將軍に伝授するのと同じであると再度久家への伝授を依頼。	多好方：神楽 大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』	
63	建久4年10月7日	1193年10月7日	多好節依召自京都参着、来月於鶴岳依可有御神楽也、亦左(右)近将監久家同帰参、是為令相伝秘曲、先日所上洛也、宮人曲不残一事伝授之由申之…、	鶴岡御神楽のため多好節が京都より参着大江久家も宮人曲を習得して帰参。多好方の添状には、本来宮人曲は譜第への伝授に限られる旨が記される。	多好方・好節：神楽 大江久家：神楽伝習	『吾妻鏡』	
64	建久4年11月4日	1193年11月4日	鶴岳八幡宮神事也、…次及深更有御神楽、多好節唱宮人曲…、	鶴岡神事があり、夜更けに御神楽が催される。鎌倉に滞在していた多好節が宮人曲を奏す。	多好節：神楽	『吾妻鏡』	
65	建久4年11月12日	1193年11月12日	右近将監多好方承神楽賞、今日以飛驒(驛)国荒木郷地頭職、被成政所御下文詔…、	多好方が神楽秘曲伝授の褒賞として、幕府から飛驒国荒木郷地頭職を賜る旨、政所下文が発給される。		『吾妻鏡』	
66	建久5年2月2日	1194年2月2日	入夜江間殿嫡男(童名金剛、年十三)元服、…次三献、碗飯、其後盃酒数巡、殆及歌舞云々、	北条義時嫡男泰時の元服の儀にて、恒例の式三献や碗飯、盃酒が執り行われ、歌舞にも及ぶ。		『吾妻鏡』	

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料	
67	源頼朝	建久5年3月15日	1194年3月15日	將軍家渡御于若宮別当坊、是別当法眼自京都招下垂髮、尤堪郡律舞曲、可覽其芸之由…僧徒及延年…、	頼朝、若宮別当法眼の招きで、京都から呼ばれた郡曲堪能の兒童の芸を覽じ、僧徒の延年も披露さる。	兒童：郡曲 僧徒：延年	『吾妻鏡』	
68		建久5年6月11日	1194年6月11日	鶴岳伶人等可令善信奉行之旨、被仰下云々、	頼朝、鶴岡楽所所属の楽人奉行を三善善信に命ず。	伶人	『吾妻鏡』	
69		建久5年8月15日	1194年8月15日	鶴岳放生会有舞楽、	鶴岡放生会有り、舞楽が催される。		『吾妻鏡』	
70		建久5年閏8月2日	1194年閏8月2日	於三浦又有小笠懸、昨日勝負云々、其後於船中興宴、遊女棹一葉參、猿楽小法師中太丸參施芸、上下解頷云々、	頼朝・政子等、三浦に渡御。三浦での小笠懸の後に、船中での酒宴が催され、遊女の舟一艘が参り、また猿楽師中太丸が呼ばれ芸を披露する。	遊女 猿楽師中太丸：猿楽	『吾妻鏡』	
71		建久5年11月4日	1194年11月4日	鶴岳八幡宮御神楽也、…右近将監大江久家唱秘曲等、畠山次郎重忠・梶原左衛門景季候付歌云々、	鶴岡で御神楽が催され、陪従の大江久家が秘曲を奏し、畠山重忠・梶原景季が唱和する。	大江久家：神楽 畠山重忠・梶原景季：唱歌	『吾妻鏡』	
72		建久6年2月11日	1195年2月11日	鶴岡八幡宮御神楽也、	鶴岡にて御神楽が催される。		『吾妻鏡』	
73		建久6年7月29日	1195年7月29日	早旦渡御浜御所…又聞食管絃妙曲、北条殿経営云々、	頼朝、浜の御所に渡御し、管弦を鑑賞する。		『吾妻鏡』	
74		建久6年8月15日	1195年8月15日	鶴岡放生会也、…有舞楽、	鶴岡放生会有り、舞楽が催される。		『吾妻鏡』	
75		建久6年11月10日	1195年11月10日	鶴岡御神楽等也、…陪従江左衛門尉景節唱秘曲等、于時風雨俄赴(起)、殆有神感之端云々、	鶴岡で御神楽が催され、陪従の江(多)景節が秘曲を奏す。その効験はかつて多好節が奏じた際と同等のものとして記載さる。	江(多)景節：神楽	『吾妻鏡』	
76		源頼家	正治元年3月11日	1199年3月11日	御神楽被行之、去二月延引故也、	二月の御神楽が延期したため、本日催される。		『鶴岡社務記録』
77			正治元年11月8日	1199年11月8日	右近将監多好方、去建久四年依宮人曲賞、自故右大将賜飛騨国荒木郷訖、…可讓補子息好節之由申之、	多好方、宮人曲伝授の褒賞として賜った飛騨国荒木郷頭職を子息好節に譲与する旨、認められる。		『吾妻鏡』
78			正治2年閏2月29日	1200年閏2月29日	羽林歴覽永福寺已下近辺勝地、…於永福寺有野(郭)曲、僧・兒童等參酌殿、頼申行盃酒、	源頼家、永福寺以下の景勝地を巡覽し、夜に永福寺にて郡曲が催され酒宴が開かれる。		『吾妻鏡』
79			正治2年6月15日	1200年6月15日	勝長寿院一切経会、結構舞楽、羽林出御	勝長寿院一切経会にて舞楽も行われる。		『吾妻鏡』
80			正治2年11月3日	1200年11月3日	鶴岳被行臨時之、祭御神楽、尼御台所并羽林御参宮、	鶴岡で臨時の御神楽が催される。		『吾妻鏡』
	御神楽并臨時祭、流鏝馬十騎被始之、				鶴岡で臨時の御神楽が催される。		『鶴岡社務記録』	
81	建仁元年6月1日		1201年6月1日	寅刻左金吾御参江島明神、…今夜到大儀、令止宿給、召遊君等被尽歌曲、	頼家、江島明神への参詣の折に大儀に至り止宿す。遊女が呼び出され歌曲が尽くされる。	遊女	『吾妻鏡』	
82	建仁元年6月2日		1201年6月2日	今朝金吾令出大儀宿給処、遊君愛寿俄以落飾、	昨晚の頼家御遊に呼ばれなかった遊女愛寿が出家。	遊女(愛寿)	『吾妻鏡』	
83	建仁2年3月8日		1202年3月8日	其後入御于比企判官能員之宅、…爰有自京都下向舞女(号微妙)、…此舞女依有愁訴之由、凌山河参向、	頼家、比企能員宅に渡御し、京都の舞女微妙が召し出され歌舞が尽くされる。微妙は奥州へ配流された父の消息を訪ねて旅する身の上を訴える。	舞女(微妙)：歌舞	『吾妻鏡』	
84	建仁2年3月15日		1202年3月15日	其後尼御台所入御左金吾御所、召舞女(微妙)、	政子、頼家御所に渡御し、舞女微妙が召される。	舞女(微妙)：歌舞	『吾妻鏡』	
85	建仁2年6月25日		1202年6月25日	於東北(小)御所有勸盃、及数巡問、舞女微妙有舞曲、知康催(候)鼓促(役)、酒宴皆酣、	政子、頼家御所に渡御し蹴鞠会を覧ず。酒宴が催され、舞女微妙を召し、平知康が鼓で拍子を取る。	舞女(微妙)：歌舞 平知康：打鼓	『吾妻鏡』	
86	建仁2年8月5日		1202年8月5日	舞女父為成已亡云々、彼女涕涙悶絶壁地云々、	微妙の父はすでに亡く、彼女は泣き悶えた。		『吾妻鏡』	
87	建仁2年8月15日		1202年8月15日	入夜舞女微妙於宋西律師禅房遂出家(号持蓮)、	舞女微妙、宋西の許で出家し亡父を追善する。		『吾妻鏡』	
88	建仁2年8月18日		1202年8月18日	午刻鶴岡若宮西廻廊鳩飛来、数剋不立避、仍供僧等怪之、真智房法橋・大学房等脩(修)問答講一座、令法楽也、將軍家為見聞参給、	鶴岡若宮西廻廊に鳩が飛来し数刻立ち去らなかつたため、鶴岡供僧らはこれを怪しんだ。鶴岡では真智房法橋隆宣・大学房行慈などが門答講一座を行い法楽が催されていた。これを見物するため源頼家が参詣していた。		『吾妻鏡』	
89	建仁2年8月24日	1202年8月24日	是古部(郡)左衛門尉保忠、為訪舞女微妙出家事…、	古部保忠、微妙の出家を受け従僧等を打擲す。		『吾妻鏡』		
90	建仁2年11月9日	1202年11月9日	鶴岡御神楽如例、善進士宣衛歌庭火曲、	鶴岡で恒例の御神楽が催され、三善宣衛が庭火曲を歌う。	三善宣衛：神楽	『吾妻鏡』		
91	建仁3年1月2日	1203年1月2日	將軍若宮(一万君)、御奉幣鶴岡宮…被行御神楽之處、	頼家息の一幡が鶴岡に参詣し、御神楽が催される。		『吾妻鏡』		
92	建仁3年2月4日	1203年2月4日	午刻有祭并御神楽、將軍家御参宮、御奉幣如例、	鶴岡で祭礼と御神楽が催され、頼家が参詣する。		『吾妻鏡』		
93	建仁3年3月15日	1203年3月15日	永福寺一切経会、將軍家為覽舞御出、	永福寺一切経会で舞を覧するため頼家が参詣する。		『吾妻鏡』		
94	源実朝	元久元年2月9日	1204年2月9日	鶴岳御神楽如例、	鶴岡で恒例の御神楽が催される。		『吾妻鏡』	

鎌倉幕府の音楽と地下楽人

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
95	源実朝	元久元年8月15日	1204年8月15日	鶴岳放生会、…令出由比浦給、粧一両艘舟船、召六七輩伶人、管絃各尽妙曲、	実朝、鶴岡放生会の後に由比浦を遊覧し一般の船を浮かべ数人の伶人を伴い管絃を尽くす。	伶人：管弦	『吾妻鏡』
96		建永元年8月15日	1206年8月15日	鶴岳放生会、舞楽如例、將軍家御参、	鶴岡で恒例の舞楽が催され、実朝が参詣する。		『吾妻鏡』
97		建永2年8月15日	1207年8月15日	鶴岳放生会、…舞楽等、入夜取松明有其儀、	鶴岡放生会の遅延で、舞楽は夜に催される。		『吾妻鏡』
98		承元元年11月8日	1207年11月8日	鶴岳宮御神楽、將軍家御参宮、	鶴岡で御神楽が催され、実朝が参詣する。		『吾妻鏡』
99		承元2年2月3日	1208年2月3日	鶴岳宮御神楽如例、將軍家依御疱瘡無御出、	鶴岡で恒例御神楽があるも、実朝は疱瘡で不参。		『吾妻鏡』
100		承元2年11月7日	1208年11月7日	鶴岳宮御神楽、	鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』
101		承元2年12月14日	1208年12月14日	上総国海北郡久吉郷住人僧善勝以下之輩、被加鶴岡職掌云々、	上総国海北郡久吉郷住人僧善勝以下の人々が鶴岡の職掌に加えられた。	善勝以下：職掌	『吾妻鏡』
102		承元3年11月1日	1209年11月1日	鶴岳宮神楽也、	鶴岡で御神楽が催される。		『吾妻鏡』
103		承元3年11月7日	1209年11月7日	去四日弓勝負事、負方衆献所課物、仍宮中及酒宴乱舞、公私催逸興、	弓勝負での賦課物が献じられ、宮中で酒宴乱舞が催される。		『吾妻鏡』
104		承元4年8月7日	1210年8月7日	鶴岡放生会舞童十二人参幕府、别当相具之、即於鞠御壺及調楽云々、	鶴岡放生会での童舞の児童十二名が鶴岡別当に伴われ参着し、鞠の庭にて童舞の試楽が執り行われる。	児童：童舞	『吾妻鏡』
105		承元5年2月8日	1211年2月8日	鶴岳御神楽、臨時祭如例、	鶴岡で臨時の御神楽が恒例通り催される。		『吾妻鏡』
106		建暦元年8月15日	1211年8月15日	鶴岳放生会、將軍家依聊御不例無御出、…密々覽舞楽、	実朝、鶴岡の放生会を病欠するも廻廊の簾中より非公式に舞楽を覧す。		『吾妻鏡』
107		建暦2年3月9日	1212年3月9日	將軍家渡御三浦三島(崎)御所、…鶴岳別当相具児童等参儲、於船中有舞楽興等云々、	実朝、三浦三島の御所に渡御。鶴岡別当が児童等を連れ船中で座を設けて舞楽等が催される。	児童：童舞？	『吾妻鏡』
108		建暦2年8月15日	1212年8月15日	鶴岡放生会、將軍家御参宮如例、…為覽舞楽渡御廻廊、	実朝、鶴岡の放生会に参り、舞楽を覧するため廻廊へ出る。		『吾妻鏡』
109	建暦2年11月14日	1212年11月14日	去八日給合事、負方献所課、又召進遊女等、…各野(郡)野(律)尽曲、此上堪芸若少之類及延年云々、	総合勝負の負方が賦課物を献じ、遊女も呼ばれ参加者も童形にやつて野曲が尽くされる。芸能に堪能な若人は延年まで披露する。	遊女・若人等：野曲・延年	『吾妻鏡』	
110	建保元年12月19日	1213年12月19日	將軍家為御覧山家景趣、…有和歌・管絃等御遊宴、	実朝、山里風景を遊覧し、二階堂行光宅で和歌管絃の宴が催される。	二階堂行光宅：和歌管絃	『吾妻鏡』	
111	建保2年8月15日	1214年8月15日	今日鶴岳放生会也、…経会舞楽早速被遂行也、	月蝕のため早々に一切経会・舞楽が催される。		『吾妻鏡』	
112	建保3年3月3日	1215年3月3日	將軍家御参鶴岳宮、法会舞楽如例、	実朝、鶴岡に参詣し恒例の法会舞楽が催される。		『吾妻鏡』	
113	建保5年9月30日	1217年9月30日	永福寺始被行舍利会、尼御台所・將軍家并御台所御出、法会次第、舞楽已下尽美尽善、	永福寺で舍利会が開始され、政子・実朝とその室が参詣。法会の次第や舞楽以下は善美が尽くされる。		『吾妻鏡』	
114	九条頼経	貞応元年8月15日	1222年8月15日	鶴岡八幡宮放生会、舞楽御経供養如例、	鶴岡放生会にて恒例の舞楽等が催される。		『吾妻鏡』
115		貞応2年	1223年	鶴が岳に登りて鳩の宮に参ず、…神女が歌の曲は、権現垂迹の隠教に叶ひ…、	新政の鎌倉へ下向した京都人が、鶴岡に参詣し巫女の歌曲を聴く。		『海道記』
116		嘉禄元年	1225年	中原景康(下向関東、為鎌倉一者、後任左近将監、)	京都楽人の中原景安が鎌倉へ下向し一者になる。	中原景安：鎌倉一者	『楽人補任』
117		嘉禄2年	1226年	景康(嘉禄二年被召下関東为右舞人一者、)	景安が鎌倉幕府の招請により下向し右舞人一者になる。	中原景安：右舞人一者	『楽家系図』
118		嘉禄2年2月1日	1226年2月1日	鶴岳八幡宮恒例御神楽之間…、	鶴岡にて恒例の御神楽が催される。		『吾妻鏡』
119		嘉禄2年7月11日	1226年7月11日	於勝長寿院被修之、有一切経供養之儀、奏舞楽、	勝長寿院での一切経会で舞楽も奏される。		『吾妻鏡』
120		安貞元年	1227年	中原久康(景康二男、鎌倉下向、右一者任右衛門少尉、)	京都楽人の中原久安が鎌倉へ下向し右一者になる。	中原久安：鎌倉右一者	『楽人補任』
121		安貞元年11月22日	1227年11月22日	為御祈、於常陸国鹿嶋宮、仁王経并信説大般若経被講之、可被行御神楽之由、有其沙汰、	幕府、祈禱のため常陸国鹿嶋宮にて仁王経・大般若経供養および御神楽を催す旨を命じる。		『吾妻鏡』
122		安貞2年6月30日	1228年6月30日	有去廿六日杜戸遠笠懸負態、…召加舞女等、	遠笠懸負方が賦課物を献じ、酒宴に舞女も召される。	舞女	『吾妻鏡』
123		安貞2年7月24日	1228年7月24日	有田家御遊興、舞女数輩群集云々、	藤原頼経、逗留先の民家での酒宴に舞女が集う。	舞女	『吾妻鏡』
124		安貞3年2月20日	1229年2月20日	竹御所并武州室令出三浦三崎津給、是駿河前司義村可構来迎講之儀由、依申之也	竹御所(頼家女)等、三浦義村が迎講を催すにより三浦三崎へ渡御する。		『吾妻鏡』
125	安貞3年2月21日	1229年2月21日	於三崎海上、有来迎之儀、走湯山淨蓮房依駿河前司之請、為結構此儀、兼参儲此所、浮十餘艘之船、其上有伴構、莊嚴之粧映夕陽之光、伎楽音如添晚浪之響也、	三崎の海上にて迎講が催される。三浦義村の招請で走湯山から予てより淨蓮房が参じ、迎講の儀を準備・執行する。海上に十数艘の船が浮かび、迎講の荘嚴さと伎楽の音色が夕陽と波音と相まって増す。	淨蓮房：迎講	『吾妻鏡』	

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
126	九条頼経	寛喜元年4月17日	1229年4月17日	將軍家御出于三崎津、…有管弦詠歌之儀、佐原三郎左衛門尉相伴遊女等棹一葉參向、	頼経、三浦三崎に渡御。船中で詩歌管弦の儀が催され、佐原家連が遊女等を伴い一艘の小舟で参じる。	遊女	『吾妻鏡』
127		寛喜元年9月9日	1229年9月9日	武州以南条七郎次郎…被差遣京都、…可傳神楽秘曲之由、所被仰右近將監多好多方之許也、	北条泰時、南条七郎次郎以下三名の被官人を京都の多好多方の許へ派遣し、神楽秘曲等の伝授を命ず。	多好多方・神楽 南条・横尾・美濃沢・神楽・和琴伝習	『吾妻鏡』
128		寛喜元年12月17日	1229年12月17日	武州被遣御書於右近將監多好多方、	泰時、御教書にて被官人への秘曲伝授を好方に命ず。	多好多方・神楽 南条・美濃沢・神楽・和琴伝習	『吾妻鏡』
129		寛喜2年	1230年	景康(…寛喜二年兼左方一者、)	中原景安が寛喜二年に鎌倉左舞人一者を兼ねる。	中原景安：左方一者	『楽家系図』
130		寛喜2年閏1月7日	1230年閏1月7日	而好方近日可参向関東之由、有其聞、仍今日重而被御書於好方、止下向儀、閑可授彼曲之旨被載之云々、	多好多方が秘曲伝授のため関東下向を試みるも、泰時は京都での伝授を再度命じる。	多好多方：神楽	『吾妻鏡』
131		寛喜2年2月6日	1230年2月6日	鶴岡別当法印参御所、奉盃酒、…爰上綱貝参兒童之中芸能拔群之者、…將軍家又御感之餘、令問其父祖給、法印申云、承久兵乱之時、不図被召加官軍之勝木七郎宗則子也、	將軍御所での酒宴に、鶴岡別当法印定親に仕え芸能堪能な兒童が童舞を將軍頼経・泰時以下に披露する。この兒童は承久の乱で所領没収を受けた勝木宗則の子息であった。	勝木則宗子息：童舞	『吾妻鏡』
132		寛喜2年2月8日	1230年2月8日	勝木七郎則宗返給本領筑前国勝木莊也…依被賞子息兒舞、給則宗畢、	勝木(香月) 則宗が、承久没収地の本領を子息の童舞の功により、泰時から返けされる。	勝木則宗子息：童舞	『吾妻鏡』
133		寛喜3年7月9日	1231年7月9日	渡御駿河前司義村宅、…召伶人并舞女等、	頼経、三浦義村宅に渡御。伶人・舞女も召される。	兒童：延年	『吾妻鏡』
134		寛喜3年12月5日	1231年12月5日	…武州被参、垂髮等及延年云々、	御所にて兒童による延年が催される。		『吾妻鏡』
135		寛喜4年3月3日	1232年3月3日	於宮寺法華経供養、…舞樂如例、	鶴岡にて法華経供養があり、恒例の舞樂も催される。		『吾妻鏡』
136		貞永元年7月15日	1232年7月15日	勝長寿院一切経会、依有御意願、舞樂等殊被刷其儀、	勝長寿院一切経会にて、頼経の希望により特に舞樂等の威儀を整えられて催される。		『吾妻鏡』
137		貞永元年閏9月20日	1232年閏9月20日	依災变御祈、於鶴岳有臨時神樂、	災変祈禱のため、鶴岡で臨時の御神樂が催される。		『吾妻鏡』
138		天福元年	1233年	光氏(従下、將監、天福元年依將軍仰養之、猶子、実中原景康子、)	中原景安の子光氏を伯近真が猶子とする。	中原光氏	『體源鈔』・『伯系図』(『統群書類従』第7輯下)
139		文暦2年閏6月24日	1235年閏6月24日	為来八月鶴岡放生会舞樂、被召右近將監多好多節、但公役不指合者可参向、若又有障者、可差多好継之由、今日被仰京都云々、	幕府、八月実施の鶴岡放生会舞樂のため京都樂人の多好多節の派遣を命じるが、支障がある場合は多好継を下向させる旨を京都に命じる。	多好多節・好継：舞樂	『吾妻鏡』
140		嘉禎元年8月18日	1235年8月18日	舞人多好氏在鎌倉之処、可令帰洛之旨、自殿下被申之間、所被差進也、則將軍染御自筆、令申御請文給、又御馬一疋白鹿毛、賜好氏、兩三年一度、放生会之時可参仕之由、以木工權頭被仰含好氏云々、	鶴岡放生の舞樂には多好氏が派遣されており、帰洛するよう九条道家から命ぜられる。頼経より賜物が授けられ、二・三年に一度放生会舞樂のために勤仕するよう命ぜられる。	多好氏：舞樂	『吾妻鏡』
141		嘉禎元年12月24日	1235年12月24日	重為御祈、於所々本宮、令転読大般若経可修御神樂之由、被仰下、	頼経病氣平癒のため、各地の本宮に大般若経転読と御神樂を催すよう幕府から命ぜられる。		『吾妻鏡』
142		嘉禎2年2月14日	1236年2月14日	右近將監多好多節調進和琴太笛等、武州殊所令自愛給也、	多好多節、泰時に和琴・太笛を献ず。泰時は大層気に入った。	多好多節：北条泰時へ楽器献上	『吾妻鏡』
143		嘉禎2年8月15日	1236年8月15日	鶴岳放生会、將軍家御出、法会舞樂如恒、	鶴岡放生会にて恒例の舞樂が催される。		『吾妻鏡』
144		嘉禎3年6月11日	1236年6月11日	奉為二位家追善、於大慈寺供養一切経、…有舞樂、	大慈寺にて政子の追善供養があり、舞樂も催される。		『吾妻鏡』
145		嘉禎3年7月8日	1237年7月8日	就江右近次郎久康申請、可令授神樂歌曲於久康之旨、被遣御教書於左近將監中原景康、是為鶴岳御神樂也、	大江久康の申し出により、鎌倉在住の中原景安に御教書をもって久康へ秘曲伝授するよう命じる。	中原景安：神楽 大江久康：神楽伝習	『吾妻鏡』
146	嘉禎3年7月10日	1237年7月10日	神樂曲可授久康事、景康進領狀請文云々、	中原景安、久康への神楽秘曲伝授を了承する。	中原景安：神楽 大江久康：神楽伝習	『吾妻鏡』	
147	嘉禎3年8月15日	1237年8月15日	鶴岡放生会、…法会舞樂如例、	鶴岡放生会にて恒例の舞樂が催される。		『吾妻鏡』	
148	延応元年7月20日	1239年7月20日	將軍家俄渡御于佐渡前司基綱宅、…召勝長寿院兒童等、有管弦舞曲等遊興云々、	頼経、後藤基綱宅に渡御し、同宅では勝長寿院の兒童が招かれ、管弦舞曲の遊興が催された。	兒童：童舞?	『吾妻鏡』	
149	仁治元年8月5日	1240年8月5日	被遂三島御奉幣、入夜、走湯山御奉幣也、当山衆徒延年、	頼経、三島社・走湯山への奉幣を果たし、走湯山衆徒の延年が催される。	走湯山衆徒：延年	『吾妻鏡』	
150	仁治元年12月16日	1240年12月16日	今日於御所有評定、二所三島并春日等社、毎日可有御神樂之由、將軍家有御意願、是已可為莫大用途、毎月被沙汰遣之条、御家人煩也…、	幕府評定にて、將軍家の二所・三島・春日社での毎日催される御神樂について、費用が嵩むため毎月頻度を減らすことが決定される。		『吾妻鏡』	

鎌倉幕府の音楽と地下楽人

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
151	九条頼経	仁治2年8月15日	1241年8月15日	鶴岡放生会、…法会舞楽如例、	鶴岡放生会にて恒例の舞楽が催される。		『吾妻鏡』
152		仁治2年9月13日	1241年9月13日	今夜、於御所被行柿本影供、…管弦兒童等并樂所輩候之、	御所にて柿本影供が催され、管弦奏樂の兒童や樂所樂人が招かれた。	兒童・童舞？ 樂所（樂人）	『吾妻鏡』
153		仁治2年11月29日	1241年11月29日	是三浦一族と小山之輩有喧嘩、…於下々馬橋西類好色家酒宴乱舞會、	鎌倉内の遊女宿にて、酒宴乱舞の會が三浦一族と小山一族の間でそれぞれ催されていた。		『吾妻鏡』
154		仁治2年12月8日	1241年12月8日	小侍所番帳更改改之、每番堪諸事芸能之者一人、必彼加之、手跡・弓馬・蹴鞠・管弦・郭曲以下事云々、諸人隨其志可始如此一芸之由被仰下、是於時依可有御要也	幕府小侍所の番帳が改められ、各番には必ず諸道（書跡・弓馬・蹴鞠・管弦・郭曲など）に通じた芸能達者の御家人を登用することが決定され、これらの芸能を習得するよう將軍から命令が下る。		『吾妻鏡』
155		仁治3年	1242年	中にも鶴が岡の若宮は、松柏みどりいよいよしげく、蒨紫の供へ欠くることなし、陪從を定めて、四季の御神楽おこたらず、職掌に仰せて、八月の放生会を行はる、	鶴岡で催される四季の御神楽や八月の放生会の様子が鎌倉遊覧に訪れた京都人によって記録される。	陪從 職掌	『東関紀行』
156		寛元元年9月5日	1243年9月5日	將軍家入御佐渡前司基綱大倉家、…於彼所和歌管弦等御會、能登前司・老岐前司等彈琵琶、…舞女兩三輩參入、翻廻雪之袖、人々及猿樂…	頼経、大倉の後藤基綱邸に入御し、和歌管弦の會がもたれる。三浦光村と佐々木泰綱が琵琶を奏す。舞女も招かれ、猿樂も催された。	三浦光村：琵琶 佐々木泰綱：琵琶	『吾妻鏡』
157		寛元2年1月22日	1244年1月22日	箱根御奉幣也、衆徒与供奉人等方延年、各施芸云々、	將軍家による箱根奉幣が行われ、箱根山衆徒と幕府供奉人等で延年が催される。	衆徒・供奉人：延年	『吾妻鏡』
158	九条頼綱	寛元2年5月11日	1244年5月11日	於將軍御方有御酒宴、(中略) 舞女(祇光今出河殿白拍子、年廿二、)施妙曲、大藏少輔朝広・能登前司光村・和泉前司行方・佐渡五郎左衛門尉基隆等答弁・猿樂云々、	將軍御所での酒宴にて、舞女の祇光(西園寺公経の白拍子で齡22歳)が妙曲を披露また結城朝広・三浦光村・二階堂行方・後藤基隆らが答弁(当座の軽口問答)や猿樂を披露。	舞女祇光 結城朝広：答弁・猿樂 三浦光村：答弁・猿樂 二階堂行方：答弁・猿樂 後藤基隆：答弁・猿樂	『吾妻鏡』
159		寛元2年8月15日	1244年8月15日	鶴岡八幡宮放生会也、…御覽舞樂之後、西刻還御、	鶴岡放生会にて將軍の舞樂御覧があった。		『吾妻鏡』
160		寛元3年8月15日	1245年8月15日	鶴岡八幡放生会也、將軍家御出、…法會舞樂、	鶴岡放生会にて恒例の舞楽が催される。		『吾妻鏡』
161		寛元3年8月16日	1245年8月16日	鶴岡馬場の儀、…神子・田樂・馬場等如常云々、	鶴岡馬場の儀にて恒例の田樂が催される。		『吾妻鏡』
162		寛元4年10月8日	1246年10月8日	左親衛被進盃酒於將軍家御方、舞女翻廻雪袖、	北条時頼、將軍方にて盃酒を献じ舞女が舞を披露。	舞女	『吾妻鏡』
163		宝治元年9月16日	1247年9月16日	相模国毛利莊山中有怪異等、毎夜成田樂粧之由、土民等言上云々、	相模国毛利莊の山の中で怪異が住民から報告され、每晚田樂装束が目撃されている。		『吾妻鏡』
164		建長2年6月15日	1250年6月15日	將軍家令遣遙造泉殿邊給、…白拍子參上施芸、和泉前司行方以下及猿樂云々、	藤原頼綱、泉殿を遊覧す。白拍子が參上して芸を、二階堂行方らが猿樂を披露した。	白拍子 二階堂行方：猿樂	『吾妻鏡』
165		建長3年1月9日	1251年1月9日	政所・問注所等勝負、延年云々、	幕府政所・問注所で延年の勝負が行われた。		『吾妻鏡』
166		建長3年2月1日	1251年2月1日	鶴岡臨時之祭、御神楽如例、	鶴岡臨時の祭礼があり、恒例の御神楽が催される。		『吾妻鏡』
167		建長3年8月3日	1251年8月3日	今夕雪下及三島新宮遷宮之義、陪從・御神楽、有童舞・延年等云々、	鎌倉雪下へ三島社新宮の遷宮が行われ、陪從・御神楽や、童舞・延年が催される。	兒童・童舞	『吾妻鏡』
168	宗尊親王	建長4年5月1日	1252年5月1日	鶴岡宮恒例御神楽也、	鶴岡で恒例の御神楽が催される。		『吾妻鏡』
169		建長4年8月25日	1252年8月25日	…於件三所、奉転読大般若經、又可有御神楽之由、	宗尊親王病平癒により、二所・三島で御神楽あり。		『吾妻鏡』
170		建長5年3月1日	1253年3月1日	於御所鞠御靈童舞、是明日鶴岡法會調樂云々、	宗尊親王、鞠の庭にて調樂の童舞を覧す。	兒童・童舞	『吾妻鏡』
171		建長5年8月14日	1253年8月14日	鶴岡上下宮為正殿遷宮也、…有御神楽、右近將監中原光上唱宮人曲云々、	鶴岡八幡宮正殿の遷宮が行われ、御神楽において右近將監中原光上が宮人曲を奏す。	中原光上：宮人曲	『吾妻鏡』 『鶴岡八幡宮社務職次第』
				建長御修理之時、光氏哥之、	建長年間の遷宮で、中原光氏が宮人曲を奏す。	中原光氏：宮人曲	『弘安四年鶴岡八幡遷宮記』 『統群書類従』第3輯上
172		建長6年	1254年	近康(于時住関東)、	狛近康が建長6年に鎌倉へ下向する。	狛近康	『樂人補任』
173		建長6年5月8日	1254年5月8日	於聖福寺神驗宮有舞樂云々、	鎌倉聖福寺の神驗宮にて舞樂が催される。		『吾妻鏡』
174		正嘉2年3月3日	1258年3月3日	鶴岡法會、舞樂如例、	鶴岡法會にて恒例の舞樂が催される。		『吾妻鏡』
175		正嘉2年3月10日	1258年3月10日	鶴岡三月會、舞童等依召參御所、於鞠御靈施舞曲、	鶴岡三月会にて、舞童による舞曲が披露される。	兒童・童舞	『吾妻鏡』
176		正嘉2年8月15日	1258年8月15日	鶴岡放生会、將軍家御參宮、…於廻廊簾中覽舞樂、	宗尊親王、簾中にて鶴岡放生会の舞樂を覧す。		『吾妻鏡』

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
177	宗尊親王	正嘉2年9月16日	1258年9月16日	鶴岳八幡宮楽器用途銭内二貫文、来十一月中可令沙汰進之状、依仰執達如件、	鶴岡楽器用途料二貫文分の銭納が某御家人へ賦課されている。		「関東御教書」 〔益田實氏所蔵文書〕
178		正嘉2年12月9日	1258年12月9日	於鶴岡八幡宮、被修諸神供養音楽云々、	鶴岡にて諸神供養の音楽が執り行われた。		「吾妻鏡」
179		弘長元年2月25日	1261年2月25日	一、衣裳事、…馬長共人并猿楽・田楽、綾羅錦繡打物、金銅風流、可停止也、	猿楽・田楽でも華美な衣装が規制される。		「関東新制条々」 〔中世法制史料集一〕
180		正元2年1月20日	1260年1月20日	於御所中、被定置昼番衆、…歌道・蹴鞠・管弦・右筆・弓馬・郭曲以下、都以堪一芸之輩、於時依可有御要、被定結番、去比御要之時、無人之間、殊以此御沙汰出来…、	將軍御所にて昼番衆が設けられ、出仕する御家人は歌道・蹴鞠・管弦・右筆・弓馬・郭曲の諸芸能に堪能でなければならぬが、近年は御所の諸用の際に人員がおらず、改めて昼番衆を設置した。		「吾妻鏡」
181		文応元年11月28日	1260年11月28日	御奉幣箱根御山、衆徒等湖上浮船延年、垂髪翻廻雪之袖、尽歌舞之曲、	箱根山へ奉幣し、箱根衆徒が船上で延年を催し、児童による歌舞も披露される。	箱根山衆徒：延年 児童：童舞？	「吾妻鏡」
182		弘長元年8月15日	1261年8月15日	鶴岡放生会、御息所為覧舞衆渡御、	近衛幸子、鶴岡の舞衆を覧するため渡御。		「吾妻鏡」
183		文永2年3月4日	1265年3月4日	於御所鞠御室覧童舞、…又右近将監中光氏廻雪賀殿之間給祿物（五衣）、	將軍御所の鞠の庭にて童舞が催される。また楽所楽人の中原光氏が賀殿を奏して褒賞される。	児童：童舞 中原光氏：賀殿	「吾妻鏡」
184		文永2年3月9日	1265年3月9日	於鶴岡若宮宝前、被行管弦講、…其後右御神楽、人長松若丸、本拍子…、	鶴岡若宮にて管弦講が催され、舞童により御神楽が催された。	児童：御神楽（和琴・箏など）	「吾妻鏡」
185	惟康親王	文永3年9月29日	1266年9月29日	文永三年丙寅九月廿九日戊午/始造立之奉安置舞楽院/從五位下行左近衛将監中原朝臣光氏	文永三年、幕府の楽所楽人中原光氏が木造弁才天坐像を鶴岡舞楽院に奉納する。	中原光氏	木造弁才天坐像 (鶴岡八幡宮蔵)
186		建治2年2月23日	1276年2月23日	二貫文（舞師給）、三貫文（楽所伶人等）、	下野足利氏の饗阿寺で一切経会曼茶羅供が催された際に、鶴岡八幡宮寺の楽所楽人が舞師および舞人として招請される。	楽所伶人	「郷々寺役記」 (東京大学史料編纂所謄写本（請求記号：2015-311）)
187		建治2年2月23日	1276年2月23日	一貫二百文 雪の下装束不足分借賃、此内二百文 付来使者給之、鎌倉上下路錢別給之、	下野足利氏の饗阿寺で一切経会曼茶羅供が催された際に、その費用に不足分の舞楽装束を鎌倉鶴岡八幡宮寺から借用し、鶴岡側の使者の給分二百文が準備される。鎌倉と饗阿寺間の使者の往復費用については別途計上される。		「饗阿寺文書」2号 (「栃木県史史料編中世四」)
188		弘安元年?	1278年?	青海波 光世/[] 楽人/詠唱并歌 光□〔氏〕…、	鶴岡法会舞楽の楽人を書き上げた目録。	楽所楽人	「舞楽楽人目録」 (「東大寺文書」9巻938号)
189		弘安4年8月29日	1281年8月29日	寅一点開飯殿御戸、此間楽人等奏乱声、…今度任先例、有官人曲、臨期自御代官被立御使、供奉人、可奏官人曲、本拍子久光、末拍子光上可動仕之由、被仰含之曲畢之後、召久光并光上有祿、色々衣一領、役人供奉人、抑於官人曲者、依為神楽第一之秘事、天下無双之秘曲、於公家被行其節之時、必被仰下勸賞者也、諸社還宮殿重御祈之時被哥之、依之建久当社御鎮坐之時、被召下多好方好節等哥之、宛給一村地頭職畢、建長御修理之時、光氏哥之、今度彼好方五代之孫右兵衛尉好又又參上、雖申入子細、久光・光上等重代相伝之、依旧勞奉公、被仰付之畢、	鶴岡八幡宮還宮に際し、8月29日に幕府楽所に所属する楽人等による奏楽・乱声が行われる。また神楽秘曲の官人曲が、中原光上等により奏される。	楽所楽人	「弘安四年鶴岡八幡還宮記」 (「続群書類従」第3輯上)
190		弘安6年	1283年	一、神官等鎌倉参住時、当社神事等事、右、二季御祭（春・冬）、三月会、一切経会、五月会、六月臨時祭、九月会、彼神事之時者、神官等縦雖参住鎌倉、可被差下之也、	宇都宮氏の二荒社神官について、鎌倉に居住していても、毎年の二季祭や三月会、一切経会などの神事には戻って従事させることを決める。		「宇都宮家式条」 (「中世法制史料集」三)
191		弘安6年	1283年	一、鎌倉屋形以下地事、右、為給人之進止、不可相伝子孫、縦当給人雖為存日隨祇候之体、可被充行別人、兼亦白拍子・遊女・仲人等之輩、居置彼地事、一向可停止之、	宇都宮氏が持つ鎌倉の屋形について、同氏の給人に管理をさせているが、給人が白拍子や遊女、また彼女らを斡旋する人物をその屋形に住まわせることを禁止している。	白拍子・遊女	「宇都宮家式条」 (「中世法制史料集」三)
192		弘安9年3月28日	1286年3月28日	…右作法者、弘安九年三月廿八日被供養相模国大山寺私記也、今作法、依御流式真言院憲静上人相談光氏等日記、	弘安九年三月二十八日に仁和寺流様式で大山寺舞楽曼茶羅供が復興され、楽所楽人中原光氏や鶴岡楽人の大泉右近・辻三郎兵衛・野田左衛門等も関わる。	中原光氏（楽所楽人）・大泉右近・辻三郎兵衛・野田左衛門など（鶴岡伶人）	「舞楽曼茶羅供私記大山」 (金沢文庫古文書288函48)
193	正応2年2・3月頃	1289年2・3月頃	伊豆の国、三島の社に参りたれば…、神楽とて、少女子が舞の手づかひも見馴れぬさまなり、禪とて栢のやうなる物を着て八少女舞とて、三四人立ちて入違ひて舞ふさまも、興ありておもしろければ…、	(京から鎌倉に向かう途中、二条局は)伊豆国の三嶋大社を訪れ、そこで巫女による神楽舞を鑑賞する。京で観た石清水八幡宮の神楽舞と比較しながら興じている。	少女子：八乙女舞	『とはずがたり』	

鎌倉幕府の音楽と地下楽人

番号	鎌倉殿	和暦	西暦	記事 (音楽儀礼・芸能関係箇所の抜粋)	内容 (音楽儀礼・芸能関係箇所の概略)	人物 (音楽儀礼・芸能の担い手)	典拠史料
194	久明親王	正応3年9月5日	1290年9月5日	大唐高麗舞師/本朝神楽博士/従五位上行/左近衛将監/中原朝臣光氏(行年/七十三)/正応三年(庚寅)/九月五日	逗子市神武寺のみろく窟に安置される石造弥勒坐像の銘文。中原光氏の没年が記される。	中原光氏	石造弥勒菩薩坐像(神武寺蔵)
195		正応5年8月11日	1292年8月11日	今日為庭舞見物、相州来臨、雖降雨無事…	鶴岡での庭舞見学に北条貞時が参加。		「親玄僧正日記」
196		正応5年8月13日	1292年8月13日	今日舞有見物了、	親玄、鶴岡の舞を見学。		「親玄僧正日記」
197		正応6年1月3日	1293年1月3日	恒例田楽、	鎌倉佐々目にて恒例田楽。		「親玄僧正日記」
198		正応6年8月13日	1293年8月13日	舞ソロヒ、ヤフサメソロヒ、	流満馬とともに、鶴岡放生会の試楽がされる。		「親玄僧正日記」
199		正応6年10月21日	1293年10月21日	今日諸訴人神(群カ)集社壇、…結構御神楽云々、	鶴岡社壇にて、訴訟にやってきた700人の群衆により神楽の興行がされる。		「親玄僧正日記」
200		永仁2年1月9日	1294年1月9日	自今夜児神楽始之、	今夜より七箇日の児神楽が始まる。	児童：児神楽	「親玄僧正日記」
201		永仁2年1月15日	1294年1月15日	今夜児神楽結願、交裏頭之雑人見聞了、	児神楽が結願し、親玄は裏頭の人々に混ざり見物。	児童：児神楽	「親玄僧正日記」
202		永仁2年1月23日	1294年1月23日	太守禁忌事出来、仍田楽等延引云々、	北条貞時、憚りが生じたため田楽が延引される。		「親玄僧正日記」
203		永仁2年3月1日	1294年3月1日	今日舞楽合也、	鶴岡で舞楽合わせが催される。		「親玄僧正日記」
204	永仁2年8月15日	1294年8月15日	舞童猶於舞台舞云々、指唐笠之由有其聞	雨天の鶴岡放生会で、唐笠を指して童舞がされる。	児童：童舞	「親玄僧正日記」	
205		徳治2年11月8日	1307年11月8日	範秀/徳治二年十一月八日、己巳、晴、於妙音堂有琵琶伝業事、師匠左兵衛尉孝章、受者右衛門少将範秀也、件範秀関東武士也(号小串六郎右衛門)、当時相模入道家人也、年来彈琵琶云々、本師匠者鎌田備後前司行俊師云々、件行俊是又武士也、為法深之弟子、受灌頂云々、於関東為当道之人師云々、範秀属彼行俊法師、秘曲等悉習之、但至灌頂未遂、其節行俊法師他界云々、仍此事有余猶之由、多年競望之、以孝章為師匠可伝受之所申請也	徳治二年、西園寺家妙音堂で琵琶秘曲の啄木が、藤原孝章から御家人小串範秀に伝授された。範秀は得宗被官であり、琵琶を演奏し、御家人鎌田行俊に師事していた。しかし秘曲を伝授する前に行俊が死去したため、範秀が秘曲伝授を孝章に依頼してきた。	藤原孝章：琵琶 小串範秀：琵琶 鎌田行俊：琵琶	「春衡記」 〔『国書叢刊 伏見宮田藏楽書 集成一』〕
206		延慶元年年末頃	1308年	…大はんによませ、ミかくらし候はん、	金沢貞顕の女性宛書状のなかに、仏事の指示が記され、僧正による大般若経供養と御神楽も行われる。		「金沢貞顕書状」 〔『金沢北条氏編 年資料集』422〕
207		正和4年7月9日	1315年7月9日	先寅一点、神分乱声、…菩薩・舞人・楽人左右相分向衆僧(集脱カ)会所、発楽	極楽寺十三重塔の供養式が催され、衆僧の乱声や舞人・楽人の奏楽や獅子、菩薩舞の行道などが伴う。	舞人・楽人：菩薩舞など	「極楽寺十三重塔供養日記」 〔『鎌倉遺文』33-25562〕
208		嘉暦3年1月30日	1328年1月30日	一、田楽之外、無他事候、あなかしく、	金沢貞顕の、日野資貞の帰京や六波羅探題の案件を伝えるなかに、鎌倉での田楽の様子が記される。		「金沢貞顕書状」 〔『金沢北条氏編 年資料集』812〕
209	守邦親王	元徳元年9月8日	1329年9月8日	一、放生会者、將軍御重服之間、被付社家候了、十五日舞童以下如先々候けり、十六日者田楽相撲等計にて候けるよし承候、…十三日舞調深雨之間、十四日云々	將軍守邦親王の重服により、八月十五日の鶴岡放生会の執行は鶴岡八幡宮に委託され、例年通りに舞童や翌十六日に田楽・相撲が催された。舞調は雨天により十四日に延期して実施された。	児童：舞童など	「金沢貞顕書状」 〔『金沢北条氏編 年資料集』851〕
210		元徳2年6月11日	1330年6月11日	てんかくの事も、かまくらのさたとも、…うけたまはり候ぬ、	金沢氏被官人の書状とされ、状中に田楽や鎌倉幕府での沙汰が記されるが詳細は未詳。		「氏名未詳書状」 〔『金沢北条氏編 年資料集』936〕
211		元徳2年月日未詳	1330年	田楽知辺法師申当寺八幡宮装束事、…去年菊石法師、帶関東御文、廻縦横之秘計由…	無能の田楽法師「菊石法師」が、関東御文(北条高時によるもの)を得て強引に東大寺転書会の田楽法師に列なろうと試みる。	田楽法師：菊石法師	「東大寺衆徒衆議事書案士代」(東大寺文書未成卷文書【東函番号6-3】)
212		元弘2年/正慶元年	1332年	関東にもこの事聞き及びて、新本の田楽どもを呼び下し、日夜朝暮にこれを賞讃す、	北条高時や鎌倉での田楽流行を伝える。		「太平記」「関東田楽賞讃の事」

- ※1：本表は『吾妻鏡』を中心に、音楽関係記事が最初に登場する治承4年(1180)から関係記事を採録している。また掲出する史料の一部については、「親玄僧正日記」はダイゴの会(『親玄僧正日記』を讀む会)「史料紹介『親玄僧正日記』(上・中・下)」(『内乱史研究』14号～16号、1993年～1995年)を、また「益田實氏所蔵中世文書」は田中大喜・中島圭一・西田友広・中司健一・渡邊浩貴「史料紹介 益田實氏新出中世文書の紹介」(『国立歴史民俗博物館研究報告』212集、2018年)を、「郷々寺役記」(東京大学史料編纂所贈写本(請求記号:2015-311))は永村眞「鎌倉時代の鐃阿寺経営—郷々寺役記を通して—」(『栃木県史研究』24、1983年)を、「東大寺衆徒衆議事書案士代」(東大寺文書未成卷文書【東函番号6-3】)は畠山聡「史料紹介 転書会関係史料(2)」(『寺院史研究』12号、2008年)を参照した。
- ※2：採録した記事のなかには、慣用語として「詩歌管弦」「歌舞」などが酒宴に付随して用いられている事例も散見されるが本表では掲出している。こうした用語が使われない記録されない酒宴(例えば將軍渡御など)が圧倒的に事例として多いことを踏まえると、前述の用語が使われる・記録される事例には音楽的素養を備えた人物の参加が想定される。
- ※3：本表では音楽実施記事や音楽用語の採録を目的としているため、「人物音楽儀礼・芸能の担い手」の項目については、担い手が記されていない記事や、音楽芸能の実施が推定されるも、その担い手を推測できない記事(例えば『吾妻鏡』中で鶴岡八幡宮寺での恒例御神楽・放生会の実施のみが記録される場合がある。この場合、儀礼には童舞の舞楽が伴い、その担い手として児童(垂髪)が存在したことを想定しうるが、記録として記載されていない)は除外している。
- ※4：本表は主に記録・古文書類を中心に採録しており、都市鎌倉の音楽文化や鎌倉楽人に触れる「文机談」「胡琴教録」「教訓抄」などの音楽説話・楽書類や、『源平盛衰記』『曾我物語』などの『吾妻鏡』の記述と重複する物語類は採録していない。前者の史料と異なり、後者は家物語の正統性の主張といった文飾もみられ史料性格を踏まえて個々に論じる必要があり、ひとまず前者とは区別している。
- ※5：本表の前半部分は拙稿「初期鎌倉幕府の音楽と京都社会—「楽人招請型」の音楽受容とその基盤—」(『神奈川県立博物館研究報告(人文科学)』47号、2020年)掲載のものと重複するが、発表後に見出した追加・遺漏史料により補充し、一部補訂を加えている。

譜関係は後掲の【系図】「鎌倉楽人関係系図」を参照。

中原景安は、かつて九条兼実の琵琶の御師として仕え、楽所預にまで登った中原有安の猶子となった人物で、もともとは吉備津宮に所属する地方神官出身者だった。有安の猶子として京都で音楽活動を行い、大内楽所にも属していたが、【表】116「楽人補任」によると、嘉禄元年（一二二五）に子息久安とともに鎌倉へ下向し、鶴岡八幡宮寺楽所の一者となっている。¹²【表】117「楽家系図」の註記には、「嘉禄二年被召下関東、為右舞人一者」とあるため、時期的に微妙な差異があるものの、少なくとも嘉禄年間（一二二五〜二七）に、中原景安は鎌倉幕府から招請されて下向し、右方舞一者に任じられている。以後中原景安の系統が「楽人補任」のなかで大内楽所に任じられた形跡はなく、「楽家系図」での景安の子息光氏の註記には「住関東」と、また「狛系図」「體源鈔」の光氏子息の光上、孫の康上（「行上」とも）の註記にも「関東」の註記がみえる。中原景安—久安・光氏—光上—康上（「行上」と）と、同系統が鎌倉楽人として定着していった様子が了解される。

中原景安の下向理由としては、次の鎌倉後期に成立した楽書『文机談』（文机房隆円著）の記述が知られる。

【史料1】『文机談』巻第三「景安事」「景安孝時間答事」¹³

御宿所へわざとおもひたち侍りつるに、いまこれにてみあひたてまつる事、宿執あはれにおぼえ候、明晝¹⁴すでに東国のかたへおもひたち候、としごろ物申し合せ候ひし有安も身まかり候ひきに、あとにのこれるその仁はんべらず、家は荊棘にとどて絃は伯牙に絶えたり、この旧好をみるごとに、なみだ千行としてとゞまる時なし、世に清濁の臣もまれなれば、道を賞翫する人もなし、身に一事のたくわへなければ、又一日の适命もとはかりがたし、驍勇の藝なけれ

ば、その賞勞をたのむにはあらざれども、たゞさそふ水にもねをたえていなんとおもひ侍る也、さしてそのよしみを通ずべき親昵は侍らねども、かの堺を聞くに、めぐみ柳下にゑて、ととのふるに子貢よりもはなはだし、くちたる繩をして六馬をつなぐたのみ、もともふかし、いとまをこひたてまつらずしてくつばみをひんがしにめぐらさん事、ふかくこゝろにかゝり侍りつるに、といひもあへず、白垂の袖をおほふ、道路に駕をまげて後会をちぎる事、かつは率爾たれば、事狂瞽に似たれども心慙慙なれば、更に黙止すべきにあらず、能々あいだんじて涙々わかれ侍りにき、

その後なか一年ばかりをへだて、孝時間東に参りたる事侍りし時、ゆゝしくありつきてさいせんきたりて、古郷の物語など申してたがへになきわらひなどしてやみにき、正道が高麗にいたりて八座の管にほりけるためし、かくやおぼえ侍りき、いま光氏とて侍るなる父とぞ申されし、いみじかりける物の上手也、

【史料1】は景安とかねてから親交のあった著名な楽人藤原孝時との交流を示す記事で（嘉禄元年・二年頃か）、鎌倉へ出立する直前の彼の状況を克明に記している。そもそも有安の猶子景安は、他の古代以来から続く狛氏・多氏といった重代楽家でも、平安期に形成された豊原氏・大神氏といった新興の重代楽家の出身者でもない、非重代の楽人である。傍線部①にある通り、有安死去後、彼の目立った音楽活動は見えず「家は荊棘にとどて絃は伯牙に絶えたり」とあったり、また「身に一事のたくわへなければ、又一日の适命もとはかりがたし」とあり、楽人としても満足に活動できず、経済的に困窮した生活状況にあったことが窺える。景安が右のように困窮した理由に、承久の乱の影響が考えられる。中原有安の系譜関係をみるに、有安の子息で嫡流系統に属すと考えられる

宗安は、「楽家系図」の註記に「後鳥羽院御宇北面所持」と記し、後鳥羽院北面に祇候していた。宗安は子息貞安とともに後鳥羽院歌壇で活躍し、『月詣和歌集』に詠出されるなど歌人としての実績が認められる一方、楽人としての活動徴証は見出せない⁽¹⁴⁾。そして、承久の乱以降、宗安・貞安の活動は詳らかでなく、「楽家系図」での貞安の註記に「出家法名証名」とあつて、以後の系譜関係が中央の京都音楽界に把握されなくなるため、後鳥羽院方勢力に近い有安の嫡流系統は、承久の乱で没落した可能性が考えられよう。そうなれば、有安の猶子となつて楽統を継受する猶子景安もその影響を免れることはできない。たとえ楽所楽人に補任されていても、そもそも楽人はハレの場で奏樂する機会を得たり、パトロンを得て援助がなければ栄達など望めない⁽¹⁵⁾。加えて、景安は非重代であり後発の楽家出身者という基盤の脆弱さも相まつて、楽人としての活動に支障を来し、先の困窮状況に追い込まれたものと想像される。

他方、承久の乱後の朝廷財政も逼迫していた。戦後処理の結果、後鳥羽院政の解体と後高倉院政の開始、後堀河天皇の即位と近衛家実の関白就任による首脳部の変化に加え、朝廷儀礼の費用については、民部卿平経高が「先如臨時祭・御更衣者、於承久以往者、皆以諸国所濟不事闕、近年陵夷之趣不知給」と述懐するように、京進される諸国からの正税が滞る状態だったという⁽¹⁶⁾。

安貞二年（一二二八）に関白として返り咲いた九条道家は、天福元年（一二三三）に自身の二箇条の施政方針（任官叙位・訴訟決断）を記した奏状を四条天皇に提出している⁽¹⁷⁾。道家の奏状の任官叙位の項目において、「二官之闕二人競望者」と任官にあたり二人の候補者が競合した場合、「重代」と「才行」のいずれに拠るべきかを説いたものがある。本条の理解については先行研究でも見解の分かれるところだが、本文に続く付帯条

項で「但重代之非器与非重代之善才、倩思其採用、猶可依名譽譜第之事、共無才望者、可付文書相伝敷」とあり、市沢哲が指摘するように、任官にあつては「才行」を重視する姿勢をみせつつも、それでも最終的な任用決定では「重代」に重きを置く姿勢が垣間見える⁽¹⁸⁾。加えて本条では、奏状作成に影響を及ぼした『貞観政要』の記述と共通する部分が多々みられ、「又若有樂工雜類芸逾脩輩之者、可蒙賞者、可賜以錢帛、不可超授官爵」といった超越を認めない芸能者への賞罰規定も、こうした影響の一環であろう⁽¹⁹⁾。

しかしながら、先の非重代である楽人中原一族にとっては、こうした道家政権下での如上の任用方針は、これ以上中央楽人としての昇進を見込むことの出来ない頭打ちの状況となることを意味する。かつて非重代の中原有安が九条兼実の御師という立場を背景に、兼実のバックアップのもとで他の楽人等から「先例為侍者不被補、又五位無例之由、舞人・楽人傾申之由有其聞」と囁かれても楽所預に就き⁽²⁰⁾、楽人としての名誉と面目を積み重ねていったこととは対照的である。もはや景安や子息の久安・光氏には、中央楽人として名誉と面目を積む機会も、官位上昇の道も残されていなかったのである。先述した通り、景安・久安は嘉禄元年・二年頃には鎌倉下向を果たしており、さらに光氏も「狛系図」の註記に「天福元年依將軍仰養之、猶子、実中原景康子」⁽²¹⁾『體源鈔』【表】138」とあつて、天福元年（一二三三）に摂家將軍九条頼経によつて狛近真の猶子となることが命ぜられ、この頃には鎌倉幕府と接触し関わりを持っていたことが窺える。

非重代である地下楽人中原一族は、嫡流系統の後鳥羽院方勢力への与同と没落、承久の乱直後の朝廷財政の逼迫、続く九条道家政権下での中央楽人としての上昇ルートの消滅といった事情が複雑に絡まりながら、

新天地として鎌倉が彼ら一族の次なる活躍の場として選択されたと考えられる。

二 撰家将軍期鎌倉幕府の音楽受容政策

一方、【史料1】傍線部②では「たゞさそふ水にもねをたえていなんとおもひ侍る也」と、景安は鎌倉幕府から招請があったことを匂わせ、鎌倉に知音はないものの（「さしてそのよしみを通すべき親昵は侍らねども」）、「かの堺を聞くに、めぐみ柳下（鎌倉）にゑて、ととのふるに子貢よりもはなはだし」という人材登用と立身出世が叶う地として鎌倉が認識されている。すでに紹介した「楽家系図」でも、景安は「嘉祿二年被召下関東」とあるように、幕府からの招請があったこと、また子息の光氏も先述のごとく『體源鈔』「狛系図」の註記に「天福元年依將軍仰養之」とあって撰家将軍九条頼経の意向が垣間見える。地下楽人中原氏たちの鎌倉下向は、幕府から要請されたものであり、その下向理由には彼ら自身の置かれた事情のみならず、鎌倉幕府側の事情も当然ながらあった。

鎌倉幕府が中央楽人を求めた理由の一つに、承久元年（一二一九）の撰関家九条頼経の鎌倉下向を契機として、撰関家の分家に相応しい将軍御所の儀礼整備が急務だったことが挙げられる。それは音楽儀礼も例外ではなく、貞永元年（一二三二）に勝長寿院で催された一切経会では「依御意願、舞樂等殊刷其儀」【表】136と記録される。この一切経会は、鶴岡八幡宮寺にて三月三日を式日に「神事」と位置づけられ、これまで催されてきた重要儀礼であった。【同】【表】136から、舞樂四簡度法要を採る音楽的側面の強い儀礼の一切経会において、その舞樂が、九条頼経の意志によって撰関家法会に近似する形式で威儀を整えられたという状況が想像される。【同】頼経期には幕府小侍所も開設され、各番の人員

には「每番堪諸事芸能之者一人、必被加之、手跡・弓馬・蹴鞠・管弦・野曲以下事云々、諸人随其志可始如此一芸之由被仰下、是於時依可有御要也」【同】【表】154と、芸能に通曉した人材が充てられるなど、頼経の意向によって彼を圍繞する文化的環境が高度に整えられていく。

二つ目の理由として、公武関係のなかで頼経の父道家が朝廷政治を主導していたことも幕府が楽人を呼び込む上で大きく作用した。かつて源頼朝期に行われた京都楽人の積極的な招請は、「楽人招請型」音楽受容政策と呼べるほど、鎌倉の音楽文化形成に果たした役割は大きかった。【同】だが、頼家・実朝期になると、頼朝期にみられたような楽人招請の事例はほとんどなく、その結果京都音楽界との関係が希薄化するという影響を蒙った。寛喜元年（一二二九）に執権北条泰時が開始した被官人への秘曲伝授を目的とした上洛命令は「同」【表】127、再び幕府が楽人による音楽教習を再開したことを示すものである。また嘉禎元年（一二三五）の「舞人多好氏在鎌倉之処、可令帰洛之旨、自殿下被申之間、所被差進也、則將軍染御自筆、令申御請文給、又御馬一疋（白鹿毛）賜好氏、兩三年度、放生会之時可参仕之由、以木工権頭被仰含好氏云々」【同】【表】140との記事によると、前段から幕府は楽人派遣について京都と連絡調整を重ね「同」【表】139、鶴岡放生会舞樂に招請された楽人多好氏は九条道家の意向により帰洛していることから、今回の楽人派遣の主体は道家であろう。この多好氏は先の中原氏のように鎌倉に定着した楽人ではなく、一時的に下向しただけであったが、頼経は彼に二・三年に一度の頻度で下向するように命じている。ここに一時途絶していた「楽人招請型」音楽受容政策が頼経期に復活したことになる。一連の交渉に九条道家と頼経との直接的なやりとりは窺えないが、「同」【表】136の事例を踏まえるに、楽人派遣に対する頼経側からの積極的な働きかけがあった

ことが想像される。

そして三つ目の理由に、都市鎌倉の整備があげられよう。執権北条泰時就任当初の政治的な不安定性を克服するため、鎌倉では急速な都市整備事業が行われていた。²⁴嘉禄元年（一二二五）に幕府は鎌倉街区の整備に着手し、京都の町割制度である丈尺制を導入する。また泰時は將軍御所を若宮大路周辺へ移転させ、泰時邸宅の隣に置いている。泰時は將軍権力を自身の邸宅に抱え込むことで自身の政治的地位の安定化を目指し、都市鎌倉は執権北条泰時の時期に急速に整備されたという。貿易陶磁器の出土もこの時期から急増し、鎌倉に流入する人・モノの動きに対応するために町場の整備が進展した。発展する中世都市鎌倉において、

【史料1】傍線部②の「めぐみ柳下にゑて、ととのふるに子貢よりもはなはだし」のごとく様々な人材が求められたことは想像に難くない。実際、承久の乱後に鎌倉幕府が身分上昇のための一権門と認識され、多くの陰陽師が下向し鎌倉陰陽師を形成していった。²⁵京都楽人たちが新天地として鎌倉を選択肢とするには十分だったのだろう。

以上、鎌倉幕府側の事情として、摂家將軍九条頼経下向に伴う文化環境の整備や九条道家政権誕生による公武連携と「楽人招請型」音楽受容政策の復活、さらに執権北条泰時によって進められた都市鎌倉の整備事業と人材登用を挙げることができる。

こうした京―鎌倉双方の事情が合わさって、鎌倉へ定着する地下楽人中原一族が生み出されることとなる。【史料1】傍線部③に中原景安と別離した藤原孝時が、一年後に鎌倉へ下つて再会した際、「正道が高麗にいたりて八座の宮にほこりけるためし、かくやとおぼえ侍りき」と、かつて異国の地高麗で参議まで昇進した橘正道の例に擬え、旧友の栄達ぶりに感嘆するのである。事実、下向後の景安は嘉禎三年（一二三七）に幕

府の命によって鶴岡楽人大江久康へ神楽の秘曲伝授を行い、「同」【表】145・146」、また光氏は文永二年（一二六五）に將軍御所で賀殿を奏して褒賞され「同」【表】183」、同三年には鶴岡舞樂院へ弁才天坐像を奉納するなど「弁才天坐像・像底銘文」【表】185」、鶴岡楽所楽人のなかでも主導的立場にあったことが了解される。また光氏は建長五年（一二五三）の鶴岡遷宮で催された御神楽で秘曲の宮人曲を奏している。「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」【表】171²⁶。以後、中原氏は鎌倉を活動基盤としながら、地下楽家としての家を形成していく。

三 「独自編成型」の音楽受容と鎌倉楽人

（一）地下楽家多氏・狛氏・豊原氏たちの鎌倉下向

承久の乱以降の地下楽人たちの様子は、次に掲げる『文机談』が克明に伝えている。

【史料2】『文机談』巻第四「可求礼樂事」

わづかに地下の楽人舞人として、多氏・狛氏・太神・戸部氏・豊原、この四五家のともがらのみ踵ろつぎあなうらをひやして朝儀をかざるといへども、賞はまれに罰はきびしければ、ついに関をいづるともがらのみあり、みちには重代なし、かしこければこれをとり、をろかなればこれをすつ、これ、隆円が吐く所の荒言にあらず、孔子老子の教へ也、帝道の善政はいやしきをもなほすて給はず、いはむや老子の金言なれば、いかでか瓦礫に報ぜんや、

【史料2】傍線部には、重代楽家の多氏・狛氏・大神氏・戸部氏・豊原氏だけが踵を接するほどに競合し、足裏が凍てつくまで練習に励み朝廷の儀礼を飾るも、褒賞の機会は稀で罰ばかりが厳しく、ついには鎌倉へ出て行ってしまう楽人ばかりだという（なお、『文机談』では傍線部以降

で後述されるように、かかる楽人たちの動向を批判的に捉えている。例えば承久の乱後の貞応元年(一一二二)、「**楽人補任**」では大神政茂が「備中国下向了」とあり、翌年に「備前国下住了」と記す。大内楽所から離脱する楽人の存在が窺えよう。

前章で見たごとく、新たな活躍の場として都市鎌倉が整備され急浮上したことにより、承久の乱直後に下向した非重代の地下楽人中原一族に続き、以後は重代楽家の一族の中からも鎌倉下向する楽人が多数みえるようになる²⁷⁾。各楽家の動向について【**系図**】「**鎌倉楽人関係略系図**」を参照しながら概観する。

〔地下楽家多氏〕

「**楽家系図**」によると、多一族の久光の註記に「**関東一者**」、子息の久方に「**同住関東**」とある。また「**多氏系図**」『**體源鈔**』には久光—久方—久教—久有の系譜に註記「**住関東**」と記すため、久光系統の地下楽家多氏が鎌倉に定着していったことが分かる。彼ら一族は、鎌倉幕府草創以来から鶴岡八幡宮寺での神楽実施に協力してきた多好方や景節『**吾妻鏡**』【**表**】42—47、あるいは好節・好継・好氏『**同**』【**表**】139・140・142とは異なる系統に属す。久光は、『**體源鈔**』によれば弘安五年(一一八二)に四二才で死去しているため、その出生は仁治二年(一一四一)になるうか。「**楽人補任**」では寛元四年(一一四六)に左衛門志へ任じられ、以後は建長三年(一一五二)に兵衛尉、弘長二年(一一六二)に右近将監といった変遷を辿るが、鎌倉下向に関する記述は認められず、正確な下向時期は詳らかでない。

ただし、多くの鎌倉楽人が参加した弘安四年の鶴岡遷宮の際には(詳細は後述)、多久光・久方父子が右舞人として参列し、久光は中原光氏とともに一曲を奏じている『**弘安四年鶴岡八幡遷宮記**』【**表**】189(以下『遷

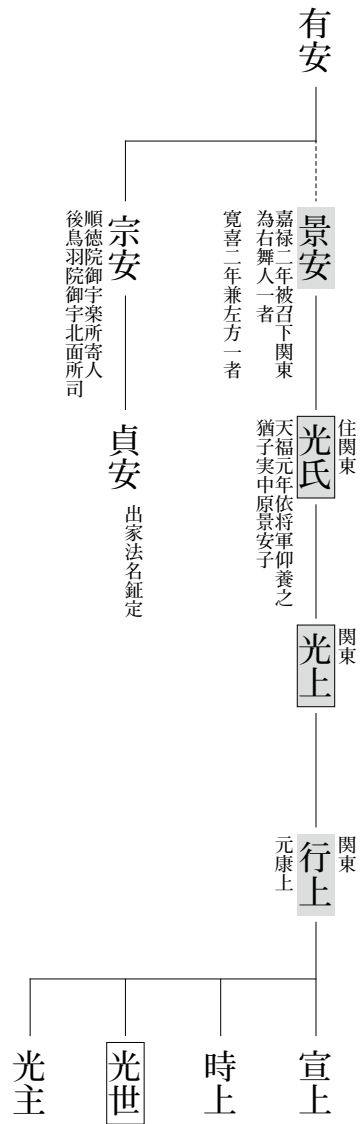
宮記』と略記)。また「**弘安四年鶴岡八幡遷宮記**」や同遷宮の関連史料とみられる「**舞楽楽人目録**」には、久光が舞楽白濱を、さらに右方舞の貴徳を舞つて、番舞には左方舞の散手を中原光氏が舞っている『**舞楽楽人目録**』【**表**】188。光氏は当該期の鎌倉音楽界を主導した人物でもあり、両者が左方舞・右方舞を務めていることは、久光が彼と比肩しうる存在として鎌倉で認識されていたことのあらわれでもある²⁸⁾。また同遷宮での御神楽では、久光・光上(光氏子息)ともに秘曲宮人曲を奏じ、勸賞されている(宮人曲は「依為神楽第一之秘事、天下無双之秘曲」とされる『**遷宮記**』【**表**】189)。

〔地下楽家狛氏〕

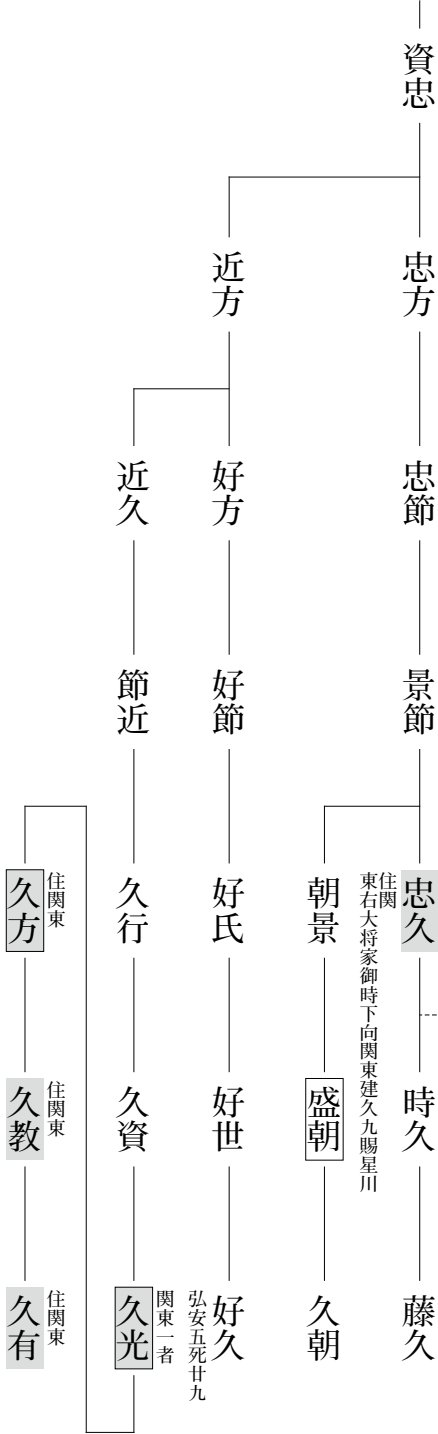
続いて狛一族に目を移すと、「**楽家系図**」には複数の人物に「**住関東**」といった註記がみえる²⁹⁾。なかでも近時の系統は、時葛—行葛が鎌倉に定着したことが分かり、さらに『**體源鈔**』「**狛系図**」では、同系統は時葛の子時真—真興—栄音へと「**関東**」の註記を付す。時葛系統の地下楽家狛氏が鎌倉に定着していったことになる。時葛は『**體源鈔**』「**狛系図**」によると永仁六年(一一九八)に七三・七二才とそれぞれ記載され、その出生は嘉禄二・三年(一一二六・一一二七)頃となろうか。「**楽人補任**」では建長元年(一一四九)に左衛門志へ、正嘉元年(一一五七)に右兵衛尉へと任じられているものの、こちらも正確な鎌倉下向時期は未詳である。他方、狛近直(後に「**近政**」へ改名(「**楽家系図**」)にも「**楽家系図**」に「**住関東**」とある。同系図にみえる近直の父近康について、「**楽人補任**」には、建長六年(一一五四)に「**于時住関東**」とあり、この時期に鎌倉下向を果たしていたことが分かる³⁰⁾。その他、『**體源鈔**』「**狛系図**」には狛季長(季永)の子の時光・時真も「**住関東**」とあって、また『**體源鈔**』では狛行近系統の高近と子季近にも「**住関東**」とあり彼らも鎌倉へ下向し

【系図】鎌倉楽人関係略系図

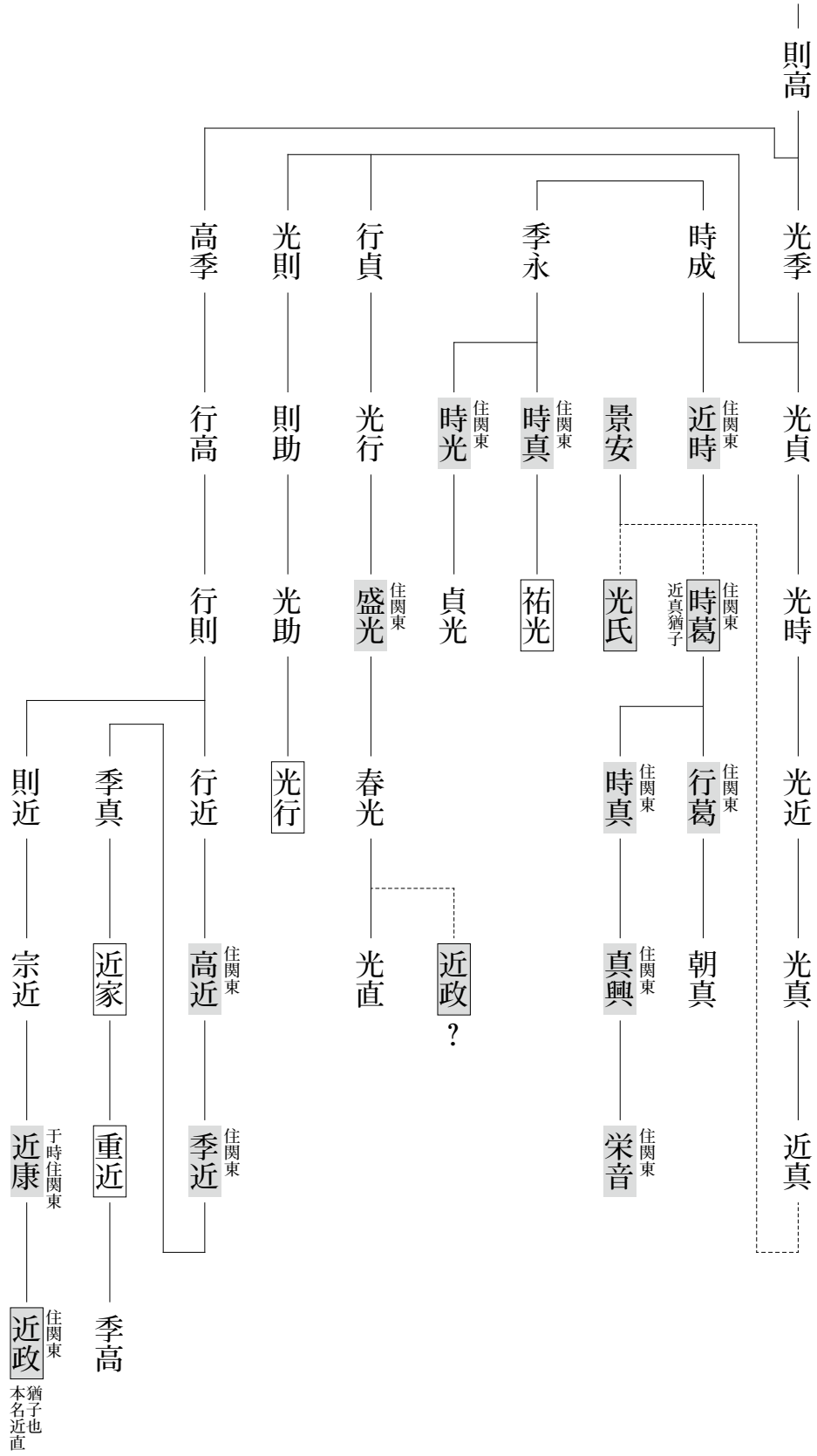
中原氏



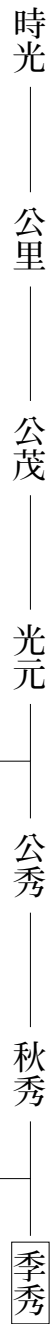
多氏



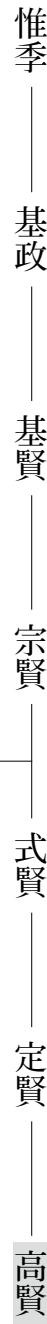
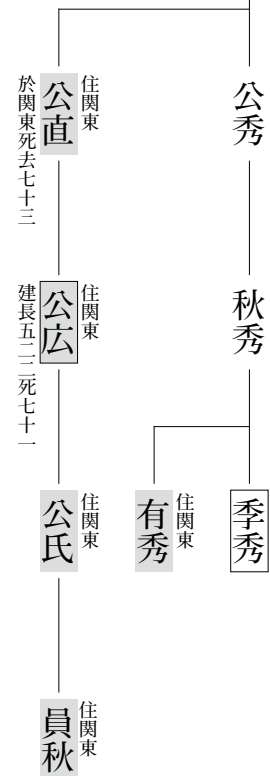
狛氏



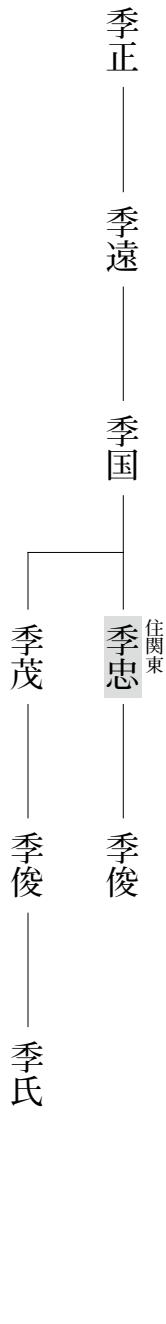
豊原氏



大神氏



安倍氏



【凡例】

- ・系譜関係、註記は「楽家系図」「體源鈔」「楽人補任」（芝則行系統本）をベースとしつつ、適宜「楽所系図」「狛系図」等で補った。史料にみえる「住」を「任」とする誤記はすべて作成者側で訂正している。また「住関東」とあるのを史料内で「同」と略記している場合は、分かりやすくするため前者の表記を採っている。
- ・……は猶子関係を示す。
- ・景安は諸史料で鎌倉下向の註記が分かる楽人を示す。
- ・光氏は弘安四年の鶴岡八幡宮寺遷宮の式次第に登場する楽人を示す。

たことが分かる。

【表】189「遷宮記」によると、弘安四年の鶴岡遷宮の舞楽で左方舞の笛を先述の狛近直（近政）が担っている。また同遷宮の御神楽で「右兵衛尉時葛（筆篋）」とあり、狛時葛が筆篋を奏している。その他、狛季長（季永）の系統に属す時真の子祐光（諸系図で「住閑東」といった註記はみえない）も左方舞人「左近将監祐光」や御神楽「万歳楽」の舞人として、また狛行近系統の高近—季近に連なる近家と子重近（彼らも諸系図で「住閑東」の註記はみえない）も舞人として加わっている。建長六年に父近康が鎌倉下向を果たしている近直（近政）の事例は別として、少なくとも弘安四年鶴岡遷宮までの時期には、狛時葛や祐光・近家・重近が鎌倉に下向し定着したといえよう。

「地下楽家豊原氏」

笙の家柄である地下楽家豊原氏は、「楽家系図」によると公直—公広—公氏—員秋の系統と、公直と兄弟にあたる公秀を起点とする系統に属す有秀に「住閑東」との註記が確認できる。『體源鈔』は公直に「於閑東死去七十三」と、公広に「住閑東、建長五二死七十一」と記す。【表】189

「遷宮記」には、左方楽人として「豊原公氏」「豊原季秀」が笙を奏している。後者の季秀は先の「楽家系図」に見える公秀系統に連なる有秀の兄弟として名が登場するが、鎌倉に下向したという註記はない。「楽家系図」等の史料的人格については検討の余地があるものの、地下楽家豊原氏からは公直系統に連なる一族と、公秀系統のうちの季秀・有秀の一族が鎌倉楽人として定着していったことになろう。

その他の地下楽家としては、笛の家柄である地下楽家大神氏からは、「楽所系図」の記載に大神高賢も「住閑東」との註記がみえ、系譜関係は未詳ながら【表】189「遷宮記」には左方楽人として「宮内丞大神泰景」

が笛を奏す。同じく笛の家柄の地下楽家安倍氏は、『體源鈔』の安倍季忠の註記に「住閑東」とある。

右で取り上げた多氏・狛氏・豊原氏・大神氏・安倍氏の事例を踏まえ、承久の乱以降の鎌倉中後期、京都出身の重代地下楽家の系統のうち、鎌倉へ下向を果たし鎌倉楽人として定着する一族が多数見出せるようになることは明らかである。鎌倉中後期に至り、都市鎌倉は成熟し、京都で立身出世を果たせなくなった人々の新天地としてより存在感を増していき、活躍の場を提供していったことは容易に想像できよう。これまで陰陽師や僧侶たちの鎌倉流入事例はよく知られている⁽²⁹⁾。かつて兼好法師が『徒然草』（鎌倉末期成立）のなかで、「吾妻の人の都の人に交り、都の人の吾妻に行きて身をたて、又、本寺・本山を離れぬる顕密の僧、すべて我が俗にあらざして人に交れる、見ぐるし」（第一六五段⁽³⁰⁾）と記すのは、楽人たちの下向状況も含めた、立身出世のための京—鎌倉間に跨がって移動する人々の姿を嘆いているのであろう。地下楽人たちの鎌倉下向の結果、鎌倉には大勢の京都出身の楽人が定着し活動することとなる。

(2) 鎌倉楽人編成の到達点

弘安三年（一二八〇）一月一日、「上下宮炎上」（鶴岡社務記録）と鶴岡八幡宮寺が失火により焼亡する。翌年には再建され、同年四月二六日に八幡宮寺の上棟を、一月二九日に復興された神殿への遷宮の儀が執り行われた。遷宮では舞楽・御神楽も行われ、儀式に従事した多くの楽人が見出せる。以下に楽人たちが登場する式次第を抜粋して掲げる。

【史料3】「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」【表】189

此間、楽人奏楽還城楽、

次行列次第 経路次自中園藤西造合出御
経路上自中門人御

先王舞 神主人 次師子狛犬 二行、役人如常 次楽人廿人 三行

左方

鉦鼓 左近府生 狛光末 大鼓 内舍人 原光綱

笛 右衛門志狛近直 宮内系大神奏景 篳篥 狛光頼

笙 豊原公氏、豊原季秀 楷鼓 狛貞久

鞀鼓 狛光益

右方

鉦鼓 中原光方 大鼓 左衛門尉 紀資繼

笛 紀康口、中務系職 篳篥 狛光漬

笙 中原忠光、右近将監光公 三鼓 左衛門尉盛朝、左衛門尉光世

次舞人 二行

左 左近将監重近、右兵衛尉時高、遲參、兵衛尉光上、但遲參、左近大夫将監光氏 左近将監光上

右 藤原久藤、左兵衛尉近家、右兵衛尉季貞 右兵衛尉近家

御行之間、於中門并樓門内、光氏・久光等奏一曲、打奚婁一鼓

娑婆、

(中略)

次於上宮奏舞、

左

万歳楽 光武、光上、祐光、重近 散手 光氏 陵王 光上

右

地久 久光、久方、近家、久藤 貴徳 久光 納蘇利 忠氏、近家

(中略)

次戊剋御神楽 如常

陪從十四人 各持御馬一疋、腰差箱一疋

本方

藤原孝経 和琴 右近将監久光 拍子

左衛門尉盛朝 笛 中務丞光智 笛

右近将監盛光 付哥 右衛門志久方 付哥

惟宗資光 付哥

末方

左近大夫将監光氏 加陪從 左近将監光上 人長

右兵衛尉時葛 篳篥 右近将監時久 拍子

左衛門尉資繼 篳篥 惟宗泰忠 付哥

惟宗長氏 付哥 八乙女八人 各腰差箱四疋

今度任先例、有宮人曲、臨期自御代官被立御使人供奉可奏宮人曲、本拍子久光、末拍子光上可勤仕之由、被仰合之、曲畢之後、召久光并光上有祿色衣一領後人供奉人、抑於宮人曲者、依為神楽第一之秘事、天下無双之秘曲、於公家被行其節之時、必被仰下勸賞者也、諸社遷宮嚴重御祈之時被哥之、依之建久当社御鎮座之時、被召下多好方・好節等哥之、宛給一村地頭職畢、建長御修理之時、光氏哥之、今度彼好方五代之孫右兵衛尉好久又參上、雖申入子細、久光・光上等重代相伝之、依旧勞奉公、被仰付之畢、

【史料3】に登場する楽人を通覧するに、前節で取り上げた京都出身の地下楽家出身の人材が目立つ（以下【系図】参照）。すでにみた非重代地下楽家の中原一族については、「楽家系図」「體源鈔」「狛系図」に登場し鎌倉楽人として定着した光氏・光上や、「住閑東」といった註記はないものの光上の孫光世が参加している。その他、諸系図では見出せないが

らも、中原を名字とする光綱・光方・光公といった中原一族と思しき楽人も認められ、京都で不遇だった中原一族が鎌倉楽人としての地位を築いた様子が理解される。³⁵ 重代地下楽家の家柄では狛一族が多く参加しており、諸系図に登場する狛近直（近政）・近家・重近・時葛・祐光・光行（「舞楽楽人目録」【表】188）のみ登場）を筆頭に、諸系図に登場しない狛を名字とする光永・光頼・貞久・光濱が加わっている。また狛一族のなかには野田流や辻流の分派もあり、諸系図では確かめられないが、右舞人を勤める「左兵衛尉季員」は、「舞楽楽人目録」にて「季員（野田十郎兵衛尉）」とある狛一族の人物である。次いで、多一族からは、多久光・久方や景節系統に連なる盛朝がみえ、豊原一族では公氏・季秀、大神一族では泰景も従事している。その他、系譜関係は未詳ながら惟宗姓の資光・泰忠・長氏や紀姓の資継なども確認できる。いずれにせよ遷宮の音楽儀礼では多くの鎌倉楽人によって担われたことが分かる。

鎌倉楽人のなかでも、弘安度鶴岡遷宮ではとりわけ中原光氏・光上父子と多久光に重要な役割が与えられている。舞楽では「於中門并棧門内、光氏・久光等奏一曲」と二人による番舞が奏された様子もみえ、また御神楽では鶴岡の神事であり秘曲の宮人曲を、久光が本拍子を、光上が末拍子を勤仕している。かつて御神楽秘曲の宮人曲は、「楽人招請型」期の建久度鶴岡遷宮で多好方を招請して催されていたが（「吾妻鏡」【表】44）、「独自編成型」期になると建長度鶴岡遷宮では鎌倉楽人の中原光氏が（「同」【表】171）、そしてこの度の弘安度鶴岡遷宮で鎌倉楽人の中原光上と多久光が舞う。ここに鎌倉幕府は、京都の借り物ではない自前の楽人集団を組織し有することができるようになったのである。

ただし、弘安度鶴岡遷宮では、鎌倉楽人だけでなく京都から招請された楽人も一部で認められる。傍線部をみるに、宮人曲を奏するに際して

は、かつて源頼朝が多好方を招請した先例に擬い（「同」【表】42）、好方から五代目の子孫にあたる好久を招請している。³⁶ 鎌倉下向した好久から何らかの難洪が示されるもの（「雖申子細」）、鎌倉楽人の久光・光上はすでに秘曲宮人曲を重代相伝してきており、さらに長年幕府に仕えてきた功績によって、幕府は彼ら二人に宮人曲を舞うことを命じている。

勿論、中原光上の父光氏は「本朝神楽博士」でもあり（「石造弥勒菩薩坐像銘文」【表】194）、すでに宮人曲を奏することが可能であったことから（「吾妻鏡」【表】171）、当初の多好久に対する鎌倉招請は、あくまでも頼朝先例（さらに続く北条泰時の先例）の再現に、その目的があった可能性が高い（ゆえに、幕府は好久からの難洪を受けても鎌倉楽人による演奏を強行したのであろう）。「久光・光上等重代相伝之」との文言は、宮人曲を相伝してきた、かかる鎌倉楽人側の事情を雄弁に物語る。そうなれば、秘曲伝授にしても、種々の音楽教習の場合にしても、すでに鎌倉幕府は独自に創出した楽人集団内部でこれらが実施できるまでに成長を遂げたことなる。弘安度鶴岡遷宮に見られる鎌倉楽人の活動に鑑みるに、幕府による「独自編成型」の音楽受容形態は一つの到達点に至っていたことが認められる。

四 都市鎌倉の音楽と地域社会

（一）鎌倉楽人間での音楽教習・秘曲伝授

都市鎌倉へ大勢の地下楽人たちが流入し定着していくのに伴い、「楽人招請型」の音楽受容形態の時期において、これまで京都楽人を招請して鎌倉御家人や大江氏といった鶴岡楽所楽人に音楽を教習させていたものとは異なり、「独自編成型」の音楽受容形態は鎌倉楽人同士、あるいは御家人同士での教習事例が都市鎌倉内部で認められるようになる。

鎌倉楽人としての地位を築く中原景安は、嘉禄元年・二年頃には鎌倉下向を果たすが、彼はすでに鎌倉に定着していた地下楽人多久忠（忠久とも）の猶子となっている（『體源鈔』「多氏系図」）。後に景安は「右舞人一者」となるため（『樂家系図』）、右舞の家柄である多氏の舞樂を継受したことになる。久忠は「右大将家御時下向関東、建久九賜星川」（『體源鈔』）とあり、すでに頼朝期に鎌倉へ定着した楽人であった。⁽³⁸⁾ そうなると、景安が久忠の猶子となつて右舞を継受したことも、鎌倉の地で鎌倉楽人同士でなされたことになる。また、景安は寛喜二年（一一三〇）に「兼左方一者」と註記され（『樂家系図』）、すでに鎌倉に定着していた左舞の家柄である伯盛光から鎌倉の地で教授された可能性が考えられよう。⁽³⁹⁾ 他に、伯近直（『近政』）は「樂家系図」において近康の子に位置づけられるが（『樂家系図』には「猶子也」の註記を配する）、『體源鈔』ではすでに鎌倉楽人となった盛光の孫に「近政」が連なる。下向時期を踏まえるに、すでに鎌倉に定着している盛光の子春光の猶子に、建長六年に下向してきた近康の子近直（『近政』）がなつたと想像される。伯一族内でも樂統の継承が鎌倉のなかで行われた可能性を示唆しよう。いずれにせよ、鎌倉の地で鎌倉楽人間で音楽教習が行われるようになった点で、「独自編成型」期は前代の「樂人招請型」期とは、質的に大きな変化が生まれてきていることは確かである。

都市鎌倉内部での音楽教習の中心地となつたのが、鶴岡八幡宮寺である。鶴岡では樂所の創設がよく知られるが、『鶴岡社務記録』【表】44、「同宮所属の児童に關しても童舞を担う舞童たちが建久四年（一一九三）段階で鎌倉御家人等の子弟が担うように切り替わっており」【吾妻鏡】【表】54、「寛喜二年（一一三〇）では御家人勝木宗則息が鶴岡舞童の名手としてその名がみえる」【同】【表】131・132」。

また、摂家將軍九条頼経に祇候し近習結番一番となつていた三浦光村は、檢非違使や九条道家への使者も勤めるなど在京活動を頻繁に行い、優れた音楽家としても京都社会で名が通り、琵琶西流師範家の藤原孝時への師事や鎌倉内での音楽活動が認められる。⁽⁴⁰⁾ 彼も建保六年（一一二八）に「被糺明去夜宮寺狼藉事、是三浦左衛門尉義村子息駒若丸（光時是也）為張本云々」（『吾妻鏡』同年九月十四日条）とある鶴岡での狼藉事件をみるに、かつて同宮の稚児だったことが分かる。光村の音楽的才能を育んだのは、在京活動以前の都市鎌倉における音楽環境だったのであり、やがて光村は在京活動を通じて京都の音楽文化を直に触れ、著名な楽人と知遇を得るに至つたのであろう。

鶴岡では、すでに登場した鎌倉楽人中原光氏が文永三年（一一六六）に弁才天坐像を同宮の舞樂院に奉納している『弁才天坐像・像底銘文』【表】185。光氏は旧稿で明らかにした通り、京都樂人の多氏・伯氏の樂統を受け継ぐ樂人であり、先述した如く弘安四年度鶴岡遷宮での役割をみるに鎌倉樂人として当時卓越した存在だった。さらに祖父中原有安の琵琶技法も光氏は継受しているため、そのような彼が奉納した弁才天坐像とは、まさに鶴岡の音楽神と見做されるものであろう。⁽⁴¹⁾ 京都樂人の妙音院藤原師長の流派が、西園寺家妙音堂にある弁才天坐像の前で秘曲伝授をしていたことはよく知られるが、この鶴岡弁才天坐像はそうした秘曲伝授の場に置かれたものであり、妙音堂のもの鎌倉版ということになる。鶴岡を取り巻く音楽環境が、鎌倉楽人同士による通常の音楽教習や秘曲伝授の場として機能していたのである。

（2）鎌倉御家人間での音楽教習・秘曲伝授

また左に掲げる「春衡記」（西園寺実兼家司三善春衡の日記）では、琵琶

琵琶曲の「啄木」が鎌倉御家人鎌田行俊によって都市鎌倉内で他の御家人へ伝授されていたことが語られる。⁽⁴³⁾

【史料4】「春衡記」【表】205⁽⁴⁴⁾

範秀

徳治二年十一月八日、己巳、晴、於妙音堂有琵琶伝業事、師匠左兵衛尉孝章、受者右衛門少将範秀也、件範秀（小中六部右衛門）、（北条貞時）当时相模入道

家人也、年来弾琵琶云々、本師匠者鎌田備後前司行俊法師云々、件行俊是又武士也、（孝時）為法深之弟子、受灌頂云々、於関東為当道之人師云々、範秀属彼行俊法師、秘曲等悉習之、但至灌頂未遂、其節行俊

法師他界云々、仍此事有余猶之由、多年競望之、以孝章為師匠可伝受之所申請也、又於妙音堂遂此節事、近年不聞之上、遠方之形勢、依難測頻雖加斟酌、就道之懇志難默止之上、如此武家被管之輩授道之

条、法深以後存先規之間、令許諾畢、（後略）

【史料4】は、徳治二年（一二〇七）、鎌倉御家人の小中範秀が琵琶西流師範家の藤原孝章から秘曲を伝授された際の経緯を記したものである。得宗北条貞時の家人、つまり得宗被官の小中範秀が年来琵琶を嗜んでおり、その師匠は同じく鎌倉御家人の鎌田行俊であったという。行俊は琵琶西流師範家の藤原孝時（孝章の父）からすでに秘曲を受けており、⁽⁴⁵⁾「於関東為当道之人師」と称されるほど鎌倉での琵琶の師範と認知されていた人物であった。しかし、範秀が行俊から最秘曲である啄木を授けられる前に行俊が逝去してしまい、範秀は藤原孝章を師範として啄木の伝授を受けるため、西園寺実兼へ申し入れたというのである。結果、範秀は妙音堂で秘曲伝授を受けることが叶ったことを伝える。

とくに傍線部の記述から、御家人鎌田行俊（「於関東為当道之人師」と評される）が鎌倉にて琵琶の教習を日常的に行い、秘曲伝授も実施して

いたことが分かる。本記事は、行俊の死去に伴い結果的には妙音堂での伝授を達成した事例ではあるが、彼が亡くなる以前では、鎌倉内で御家人同士の秘曲伝授が達成されていたことを伝える。

「独自編成」型の音楽受容期では、鎌倉楽人や鎌倉御家人の間で音楽教習や秘曲伝授が自力で行えるまでになり、鎌倉後期には都市鎌倉の音楽文化が成熟しつつあることが理解される。しかしその一方で、行俊の死去によって秘曲伝授者が鎌倉に不在となったことも【史料4】は示しており、京都音楽界の人材層に比べると鎌倉音楽界のそれはやはり劣るところは確かであろう。

(3) 地域社会への音楽文化の波及

鎌倉期に地域の社寺で音楽儀礼を挙行する際、一般的に遠方や近隣の社寺から楽人の派遣や舞楽装束の貸借があったことが知られる。例えば、応長元年（一一三一）十一月二八日に遠江国大福寺御堂で大曼茶羅供養が催された時、大阿闍梨に「京都北坂之観勝寺別当浄円御房（浄）」が招請され、近隣寺院から様々な舞人・楽人が参加している。⁽⁴⁶⁾ また「次伶人名帳事」の項目には「舞師（河内神谷上野公）」と、隣国三河国の楽人が舞楽指導として招かれ、舞楽装束も「舞装（東八）。富賀寺借用也」と三河富賀寺から借用している。舞楽装束の借用にあたっては、元応二年（一一三二）に「大福寺舞装束修理料三貫文」が定め置かれ、「於無三貫文者、不可借之者也」との文言や端裏書に「道具借物時礼義定事」とあることを勘案するに、借用謝礼の三貫文が装束の「修理料」として借用先に支払われていたことが分かる。⁽⁴⁷⁾ 舞師を招請し試楽を経ることで地域音楽儀礼は挙行されたのである。

右と同様に鎌倉楽人が地域に招請された事例も存在する。

【史料5】「郷々寺役記」(該当記事抜粋) 【表】186

一、一切経会用途式拾貫文下用事、

一貫五百文（仏供十六條、講誦、白米二千四條代、）五貫百文（舞習十六ヶ月間、）二貫文（舞師給、）三貫文（樂所伶人等、）一貫二百文（舞樂物、）一貫二百文（使者給、）百文（同使者相節、）一貫八百文（試樂・会日間、）二貫三百文（樂人等雜樂、）試六百文（舞習間舞師、）二貫百文（禮教箱代、）二百文（日樂屋雜樂料、）二百文（会日四ヶ度、）二百文（三人相節、）二百文（下路十四足、）百文（丹彩、）白彩、
奥布料、持幡等料、

右、注文如件、

建治二年二月廿三日改之、

年行事觀盛在判

奉行慶尊敬在判

【史料5】は、下野国足利氏の氏寺鑿阿寺に伝来する諸帳簿類の一部を抜粋して、康永二年（一三四三）三月十三日に僧実鑿が書写した注文記録である。そのなかに建治二年（一二七六）に修された一切経会曼茶羅供の記録があり、諸経費のうち「舞師給」の二貫文と「樂所伶人等」の三貫文が記される。舞樂の習練期間は十六日間で、外部から招かれる舞師には二名が充てられる。同じく建治二年度の一切経会用途を記す「一切経曼茶羅供用途配分状」【表】187には、「二貫文 舞師給」「三貫文 舞師伶人等」とあるので、これらを総合的に判断するに、鎌倉の鶴岡八幡宮寺の樂所から舞師二名と舞師に付随し一切経会での舞樂を舞う樂所伶人（樂人）が派遣されたことを示している⁵⁰。加えて【史料5】では一貫二百文分として「装束借賃」が充てられる。この装束は同寺で文永七年・弘安九年度に修された一切経会でも「試樂・会日兩日樂屋之雜掌舞装束借用之賃、（中略）令支配猶以不足也、然間云童舞之衣裳、…（後略）」（「郷々寺役記」）とあるため、この装束は舞樂用の装束と判断される。先の「一切経曼茶羅供用途配分状」【表】187でも、この舞樂装

束の借用費用に「一貫二百文 雪の下装束不足分借賃、此内二百文 付來使者給之、鎌倉上下路餞別給之」とある。鑿阿寺で用意した舞樂装束では不足が生じたため、補填するために鎌倉（鶴岡八幡宮寺）から借用したことを本項目は伝えており、鶴岡側の使者の給分二百文が準備され、また別途鎌倉と鑿阿寺との往来費用が計上されている。

下野鑿阿寺の一切経曼茶羅供では、鶴岡からの樂人派遣と舞樂装束の貸借が行われ、こうした鶴岡樂人による現地樂人（寺僧や舞童）たちへの舞樂習練期間および試樂を経て、音楽儀礼が催されていることが分かる。

また弘安九年（一二八六）では相模国大山寺にて途絶していた舞樂曼茶羅供が復興された折、鎌倉樂人中原光氏の協力の下で鶴岡樂所所属の鎌倉樂人「辻三郎兵衛」「野田左衛門」等狛一族の参加によって舞樂が催されている。とくに左に掲げる【史料6】の奥書抜粋部分では、光氏が舞樂曼茶羅供復興にあたって作法等の故実伝授者として助力している。

【史料6】「舞樂曼茶羅供私記（大山）」（奥書部分抜粋）【表】192

右作法者、弘安九年三月廿八日被供養相模国大山寺私記也、今作法、依御流式真言院憲靜上人相談光氏等日記、今作法、就之被遂彼山供養之間、為当流故実写留之者也、

本之

正安二年八月二日、於相州鎌倉赤橋辺越州禪閣之亭、挑残燈兮降筆畢、

金剛末資釵阿三才

御判在

一交畢

下野鑿阿寺や相模大山寺の場合を踏まえるに、数少ない事例ながらも、

地域で挙行される音楽儀礼に鎌倉楽人の参加・援助が分かる点は重要である。饒阿寺の事例では、一切経曼荼羅供での鶴岡楽人による現地楽人への音楽教習の実態が窺え、舞楽装束の貸借も含め地域音楽儀礼の挙行に果たした鎌倉音楽の役割の重要性が理解できる。また、大山寺の事例では儀礼復興に鎌倉音楽が大きな役割を果たしており、鎌倉で培われた音楽文化が果たす影響力の程が知られる。

承久の乱まで「楽人招請型」の音楽受容形態を基調とする鎌倉幕府では、京都楽人の下向を通じてやや受動的に音楽文化を受け入れていた状況であったのに対し、「独自編成型」の音楽受容形態の時期では、東国地域において、音楽文化の中核として次第に都市鎌倉と鶴岡八幡宮寺を中心に編成された鎌倉楽人が存在感と影響力を持つようになったと考えられよう。

おわりに—中世鎌倉音楽史の射程—

本稿では、承久の乱以後の鎌倉幕府による音楽受容の形態を「独自編成型」と名付け、かかる受容形態へと至る形成およびその成熟過程を、京—鎌倉の政治権力や経済状況の実態に目配せしつつ動態的に捉えてきた。本稿で明らかとした点は左の四点に要約される。

- ①まず、「独自編成型」音楽受容形態期の鎌倉音楽界を主導した地下楽人中原氏（京都出身、非重代）を事例に取り上げ、彼らが鎌倉へ下向する要因を検討した。その結果、同一族の嫡流系統が後鳥羽院方勢力に与同した影響によって中央音楽界で没落したこと、および承久の乱直後で朝廷財政が逼迫し、さらにそれに続いて誕生した九条道家政権下では中央楽人としての上昇ルートが消滅したことなどが複雑に絡まりながら、京都音楽界での栄達が絶たれていく状況を明

らかにした。地下楽人中原一族は、新たな活躍の場として鎌倉が選ばれ、鎌倉楽人としての地歩を築いていく。

- ②如上の地下楽人中原一族を受け入れた鎌倉幕府側の事情に、摂家将軍九条頼経下向に伴う文化環境の整備、九条道家政権誕生による公武連携と一時断絶していた「楽人招請型」音楽受容政策の復活、さらに執権北条泰時によって進められた都市鎌倉の整備事業と人材登用の高まり、を挙げることができる。①で示した京都政界側の事情、そして鎌倉幕府側の事情の双方が合わさって、鎌倉楽人となり家を形成していく地下楽人中原氏が形作られる。

- ③鎌倉中後期になり、京都出身の重代地下楽家の系統のなかからも鎌倉下向を果たし、鎌倉楽人として定着する多氏・狛氏・豊原氏・大神氏・安倍氏の事例が多数見出せるようになる。『文机談』で「わづかに地下の楽人舞人として、多氏・狛氏・太神・戸部氏・豊原、この四五家のともがらのみ踵ろつぎあなうらをひやして朝儀をかざるといへども、賞はまれに罰はきびしければ、ついに関をいづるともがらのみあり」と語られるがごとく、都市鎌倉が成熟するにつれ、京都で立身出世を果たせなくなった人々の新天地として鎌倉がより存在感を増していき、彼ら楽人たちへ活躍の場を提供していったのである。その到達点を示すのが、弘安四年に鶴岡遷宮で登場する鎌倉楽人の音楽活動であり、秘曲伝授や種々の音楽教習において、すでに鎌倉幕府は独自に創出した楽人集団のなかで完結できるまでの成長を遂げていた。ここに、幕府による「独自編成型」の音楽受容形態は一つの到達点に至った。

- ④「独自編成型」音楽受容の時期では、鎌倉楽人間や御家人間での音楽教習・秘曲伝授が鶴岡八幡宮寺を中核としながら都市鎌倉内部で

完結していた。やがて東国地域における音楽文化の中心として都市鎌倉と鶴岡八幡宮寺で編成された鎌倉楽人が影響力を持つようになり、地域の音楽儀礼の実施や復興に鎌倉楽人が派遣される事例もみられるようになる。

本稿を通じて、鎌倉幕府の音楽受容政策および都市鎌倉の音楽環境の変遷とは、「楽人招請型」から「独自編成型」という二つの受容形態によって特徴付けられ、前者から後者への漸次的移行とやがて東国地域への波及―つまり都市鎌倉が東国音楽文化の中核となり得るようになった―という歴史的展開を把握するに至った。このことは、鎌倉幕府草創期から鎌倉中後期までの所謂中世鎌倉音楽史という、京都音楽界の叙述だけに収斂しないある地域における音楽史を描き出すことが可能になったことを意味する。勿論、そもそも鎌倉の地は武家権門の鎌倉幕府が置かれた権門都市という性格ゆえに、所謂地域社会の事例として今後敷衍できるかどうかについてはなお検討の余地を残すだろう。しかし、これまでの国文学や文献史学での中世音楽研究の大半が畿内近国の大寺院や朝廷など京都音楽界を対象としていたことに鑑みるならば、ようやく中央の京都だけにとどまらない地域社会における多様な音楽文化の実態を検討対象とし得る研究状況に達したとみるべきである。

かつて野間清六や林屋辰三郎は、畿内近国以外の地域に遺される舞楽面の分布から、列島各地のなかで楽所機構が備えられ、音楽儀礼・芸能が行われていた可能性を述べた⁽⁵³⁾。この指摘は、地域に関する音楽関係史料が僅少ななか、地域の音楽史を捉える上で極めて示唆に富む。以後、山路興造や井原今朝男によって地方寺院における音楽受容・伝播の事例が蓄積されるものの⁽⁵⁴⁾、いずれもある一つの地域社会における音楽史を描くには至っていない。中世鎌倉音楽史の解明という作業は、今後、京

都音楽界だけではない地域社会での音楽史（例えば音楽受容・伝播・変などの観点がある）を捉えるための重要な階梯なのである。

ただし、課題は山積している。本稿で残された課題に則して述べるなら、そもそも鎌倉後期における都市鎌倉の音楽形成の過程を、鎌倉幕府政治や公武関係（例えば後嵯峨院政期の公武交流など⁽⁵⁵⁾）、また幕府による鎌倉中後期の儀礼整備事業のなかに定位することはできていない。それは、中原一族以外の他の狛氏・多氏などの地下楽人たちの正確な鎌倉下向時期が現段階でほとんど不詳であることと無関係ではない。中原氏以外の鎌倉楽人となる各地下楽家たちの系譜と活動といった基礎作業が一層必要であることは言うまでもなく、こうした作業を経て、撰家將軍九条頼経・執権北条泰時以降の政治状況のなかに鎌倉楽人の編成過程を位置づけていく必要がある⁽⁵⁶⁾。さらに、本稿では京都出身の地下楽人の動向を把握することに注力してきたため、都鄙間にわたる鎌倉御家人の人的ネットワークの形成と、そのネットワークを媒介とした音楽的素養を持った京都出身者（高度人材）の鎌倉流入の事象（とくに三浦一族の事例が顕著であろう）を取り上げることができなかった。また鎌倉中後期の都市鎌倉の成熟という点では、鎌倉自体が如何なる求心性を持つようになり、そこに中央楽人や音楽関係者が引きつけられていったのかという視点も重要であろう⁽⁵⁷⁾。つまり鎌倉の都市論の視座からも音楽史は捉えられるのである⁽⁵⁸⁾。これらはすべて今後の課題である。

本稿に残された課題は尽きないものの、筆者が「楽人招請型」と「独自編成型」の二種類の音楽受容形態を通じて示した中世鎌倉音楽史の素描が、京都だけに収斂しない地域社会の豊饒で多様な音楽文化を描くために資することができるならば、望外の喜びである。大方の御叱正を仰ぎたい。

註

- (1) 鎌倉幕府の音楽受容政策に関する先行研究として、荻美津夫「鎌倉幕府と雅楽—鶴岡八幡宮を中心に—」(『雅楽界』五四、一九七八年(のちに同著『古代中世音楽史の研究』(吉川弘文館、二〇〇七年)に所収)、同「鎌倉時代における舞楽の伝播について」(大隅和雄編『鎌倉時代文化伝播の研究』吉川弘文館、一九九三年)、湯山学「鶴岡の舞楽」(同『鶴岡八幡宮の中世的世界—別当・新宮・舞楽・大工—』南関東中世史論集第四、社会福祉法人光友会、一九九五年)、中本真人「鶴岡八幡宮の二季の御神楽—王朝文化東国伝播に関する一考察—」(『駒場東邦研究紀要』三六、二〇〇八年)、同「北条泰時と神楽歌—地下楽家との交流を中心に—」(『国語国文』七八、二〇〇九年)、ともに同著『宮廷御神楽云能史』(新典社、二〇一三年)に所収、磯水絵「関東の雅楽—鶴岡八幡宮の音楽—」(『中世文学』五九、二〇一四年(のちに同著『文学と歴史と音楽と』和泉書院、二〇一三年に所収))などがある。
- (2) とくに断らない限り『吾妻鏡』の出典は高橋秀樹編『新訂吾妻鏡』一〇五(和泉書院、二〇一五—二〇二二年(刊行中))に拠り、それ以降の記事については『新訂増補国史大系 吾妻鏡』一〇四(吉川弘文館、一九七四—一九七五年)に拠る。
- (3) 草創期鎌倉幕府の音楽文化を取り巻く環境については、拙稿「初期鎌倉幕府の音楽と京都社会—「楽人招請型」の音楽受容とその基盤—」(『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』四七、二〇二〇年)、同「二つの中世陵主面—鎌倉鶴岡八幡宮と六浦瀬戸神社—(上)(下)」(『民具マンスリー』五四—三、五五—一、二〇二二年・二〇二三年)で詳述しているので、参照されたい。
- (4) 『新編日本古典文学全集四八 中世日記紀行集』(小学館、一九九四年)。
- (5) 拙稿前掲註(3) 論文「初期鎌倉幕府の音楽と京都社会」。
- (6) 拙稿「中世都市鎌倉と地下楽家中原氏—中原有安・景安・光氏の系譜と活動を中心に—」(『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』四六、二〇一九年)。
- (7) 本稿は、神奈川県立歴史博物館特別展示図録『永福寺と鎌倉御家人—荘厳される鎌倉幕府とそのひろがり—』(小き子社、二〇二二年)所収の拙稿「中世鎌倉音楽史の射程」をベースとしつつ、承久の乱以後における鎌倉幕府の音楽受容状況を扱った後半部分に改稿を施したものである。前稿とやや重複する箇所もあるが、前稿では中世鎌倉音楽史の概要を提示することに注力したのに対し、本稿では承久の乱以後の地下楽家の置かれた状況を京—鎌倉の事情に照らし合わせて検討を加え、また鎌倉中後期における地下楽人の動向や都市鎌倉での音楽環境の整備と地域波及の様子を具体的に検討するものである。なお、煩雑を避けるため、本稿の前提となる拙稿前掲註(6) 論文「中世都市鎌倉と地下楽家中原氏」と同(3) 論文「初期鎌倉幕府の音楽と京都社会」を引用・参照する際は、前者を拙稿A論文、後者を拙稿B論文と略記する。また、本来、楽人と舞人は区別されるものだが、本稿では混同を避けるために、行論の都合上楽人・舞人を総称して「楽人」と呼称することとする。
- (8) 拙稿B論文、拙稿前掲註(7) 論文「中世鎌倉音楽史の射程」。
- (9) 「楽家系図」(『図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成三』、『體源鈔』(現代思潮新社、一九七八年)所収の「豊原(鳳笙相伝 朝臣)」「粕氏(宿禰 左舞相伝)」「多氏(朝臣右舞相伝之神楽同伝之)」「大神(朝臣 笛相伝)」「安陪(鞞築相伝)」「柏系図」「多氏系図」「豊原氏系図」(『続群書類従 第七輯下 系図部』)を参照。これら諸系図では記述の異同等が多々認められるが、研究の現状をみるに諸系譜類の比較・校合作業や他の記録・文書を踏まえた各楽家の系譜復元作業は管見の限り十分になされていない。楽人系譜資料の基礎研究は今後の課題である。
- (10) 一方で、鎌倉下向僧で「関東住」と記された場合に代官派遣であることが指摘されている(橋本初子「関東と密教僧—京の記録にみる「関東住」について—」『三浦古文化』五五、一九九四年)。鎌倉楽人場合はこの事例と異なり、本人の下向であると考え(一時的な在京も当然想定しうる)。この点は拙稿B論文にて言及した。
- (11) とくに断らない限り、地下楽家中原一族の基本的な動向については拙稿A論文に拠る。
- (12) 大内楽所の楽人補任記については、原本の春日大社本(書写年代は近世初期頃)を延宝八年(一六八〇)に書写した四天王寺楽人岡昌倫による転写本を底本とする群書類従本(『楽所補任』『群書類従 第四輯 補任部』所収)が唯一の流布本

- として知られるが、同本には誤記・脱漏が多いことが先学で指摘されている(以上、福島和夫「楽人補任」とその逸文について」(同『日本音楽史叢』和泉書院、二〇〇七年(初出一九七八年)、同『音楽相承系譜と楽人補任記』上野学園日本音楽資料室、一九八九年を参照)。大内楽所楽人の補任記については、春日大社本よりも書写年代が遡る文明一五年(二四八三)の芝則行書写本系統のものが善本とされ、「楽人補任」(上野学園大学日本音楽史研究所蔵)として伝存する。本稿では、善本芝則行本系統の「楽人補任」を用いることとする。
- (13) 岩佐美代子『文机談全注釈』(笠間書院、二〇〇七年)。
- (14) 中原宗安・貞安の活動については、今村みゑ子『胡琴教録』の「筑民部」は誰か―長明作者の可能性をめぐって―(『飯山論叢』一五、一九九八年)、同『鴨長明とその周辺』(和泉書院、二〇〇八年)、拙稿A論文に詳しい。
- (15) 拙稿A論文を参照。
- (16) 『民経記』仁治三年(一二四二)二月二日条。その他、朝儀にかかる費用の逼迫があったようで、文暦元年(一二三四)の大嘗祭にかかる諸国百物では「百町之分、不可過正税稲之員數五六束、大概以之可准知、但是亡国之躰也」(頼資卿大嘗会雜事定記)『大日本史料』第五篇之九)と述べられている。なお、承久の乱直後に誕生した、近衛家実政権(承久三年(一二二二)〜安貞二年(一二二八))の性格および経済政策については、本郷和人「九条道家の執政」(附論「朝廷経済小考」(同『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)の言及を参照)。
- (17) 天福元年五月二日「九条道家奏状」(『天理図書館善本叢書古文書集』八木書店、一九八六年)。翻刻は歴史学研究会編『日本史料』二「中世」(岩波書店、一九九八年)に掲載。奏状の解釈および当該期の九条道家政権については、主に市川浩史「九条道家の政治思想」(同『吾妻鏡の思想史―北条時頼を読む―』吉川弘文館、二〇〇二年(初出二〇〇〇年)、井上幸治「九条道家政権の政策―寛喜新制と天福奏状―」(『立命館文學』六〇五、二〇〇八年)、市沢哲「中世公家徳政の成立と展開」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年)を参照。
- (18) 市沢前掲註(17)論文。
- (19) 丸山航平「九条道家の学問と信仰」(『日本史攷究』四三、二〇一九年)。
- (20) 『玉葉』建久五年(一一九四)二月二十七日条。
- (21) 『吾妻鏡』建仁元年(一二二〇)三月三日条。
- (22) 一切経会については、土谷恵「法会と舞楽―後白河院政期を中心に―」(五味文彦編『芸能の中世』吉川弘文館、二〇〇〇年)、斎藤利彦「平等院一切経会と舞楽」(『佛教史學研究』四五―二、二〇〇三年)を参照。
- (23) 「楽人招請型」音楽受容の詳細については拙稿B論文を参照されたい。
- (24) 石井進「文献からみた中世都市鎌倉」(『石井進著作集 第九卷』岩波書店、二〇〇五年(初出一九九四年)、高橋慎一郎「武家の古都、鎌倉」(山川出版社、二〇〇五年)、秋山哲雄「北条氏権力と都市鎌倉」(吉川弘文館、二〇〇六年)、同『都市鎌倉の中世史』(吉川弘文館、二〇一〇年)、馬淵和雄「総論 鎌倉における中世的風景の成立と展開」(『月刊考古学ジャーナル』七二六、二〇一八年)などを参照。
- (25) 村山修一「日本陰陽道史総説」(瑞書房、一九八一年)、金澤正大「北条執権体制下に於ける関東天文・陰陽道―「義時政権」より「泰時政権」へ―」(『政治経済史学』一一一〜一二三、一九七五年)、佐々木馨「武家王権と陰陽道」(同『日本中世思想の基調』吉川弘文館、二〇〇六年(初出二〇〇二年)など)。
- (26) 建長五年の鶴岡遷宮にて、『吾妻鏡』や「鶴岡八幡宮社務職次第」は宮人曲奏演者を中原光上と記すが、当該期に鶴岡楽所楽人としてめざましい活動を遂げていたのは彼の父光氏であって、光上が鎌倉楽人として活動が他でみられるのは弘安四年鶴岡遷宮である。建長度遷宮で最秘曲宮人曲を奏じたのは「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」の通り光氏と考える。
- (27) 中原氏以外の地下楽人の動向については、一部についてはすでに荻前掲註(1)論文「鎌倉幕府と雅楽―鶴岡八幡宮を中心に―」での言及がある。
- (28) 久光以前に鎌倉楽人として定着した多一族に、景節の系統があげられる。景節はすでに建久二年(一一九二)に鶴岡楽所の右一者に任じられている。「楽家系図」には関東に住したことを示す註記はないが、『體源鈔』には子忠久(久忠とも)の

註記に「任(住方) 関東」「右大将家御時下向関東、建久九賜星川」とあり、少なくとも建久九年(一一九八)までには鎌倉に下向している。さらに「楽家系図」にみえる景節の孫盛朝は「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」の右方楽人に「左衛門尉盛朝」として登場している。となれば、鶴岡楽所右一者に補任された多景節の系統は早くから鎌倉に定着していったことになる。一連の鎌倉へ定着していった地下楽家多氏の系譜と活動については別稿を期したい。

- (29) 盛光は『鶴岡社務記録』【表】44で鶴岡楽所左一者に補任されており、「住関東」の註記よりそのまま鎌倉に定着したことが窺える。『體源抄』に盛光の孫として記載される近直は、「楽家系図」によると近康猶子に近政がおり、その註記に「住関東、猶子也、本名近直」とある。この近直(近政)は「弘安四年鶴岡八幡遷宮記」の左方楽人に「右衛門志伯近直」として登場している。つまり、鶴岡楽所左一者に補任された伯盛光の系統も前掲註(28)でみた多景節同様に、源朝の時期から鎌倉に定着していった様子が窺えるのである。拙稿B論文において、承久の乱以前の鎌倉幕府による音楽受容形態を「楽人招請型」と性格付けたが、そうしたなかでも鶴岡楽所の創設にあたっては伯盛光・多景節の定着を必要としていたことになる。ただしそれでも、拙稿B論文で示した通り、「楽人招請型」期には頻繁な京都楽人の招請と京への帰還が事例としてみえており、当該期の音楽受容が楽人招請と、彼ら楽人による鶴岡伶人や御家人への音楽教習によって成り立っていたことに変わりはない。

- (30) 荻前掲註(1) 論文「鎌倉幕府と雅楽—鶴岡八幡宮を中心に—」でも触れられる。楽人補任関係資料の諸本については前掲註(12)を参照。

- (31) 壬生本「楽所系図 楽所十家」(三条西実隆筆、江戸期写、宮内庁書陵部所蔵)。系図記載事項の所収下限は室町中期頃までである。史料の画像データについては国文学研究資料館の新日本古典籍データベースを閲覧・利用した。

- (32) 鎌倉陰陽師については前掲註(25)の諸論考に加え、赤澤春彦「鎌倉期官人陰陽師の研究」(吉川弘文館、二〇一二年)、上杉和彦「鎌倉幕府政治機構の研究」(校倉書房、二〇一五年)などを、また鎌倉密教の形成と僧侶の動向については平雅行「將軍九条頼経時代の鎌倉の山門僧」(園田香融編『日本仏教の史的展開』塙

書房、一九九九年)、同「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇年)、同「鎌倉寺門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四九、二〇〇九年)などがある。

- (33) 『新編日本古典文学全集四四 方丈記・徒然草・正法眼蔵随聞記・歎異抄』(小学館、一九九五年)。

- (34) 『続群書類従 第三輯上 神祇部』。

- (35) 中原一族のなかでも、元亨二年(一二三二)正月二十六日「除目聞書」において左衛門少志に叙された「中原貞上(楽人)」という人物がおり(二階堂氏正統家譜十)『鎌倉遺文』三六一—二七九四七、名乗りから光氏・光上の系譜に連なる子孫と思われるが、他の諸系図にはその名が認められない。鎌倉楽人となった中原一族のなかでも、在京したままの一族がいたことが窺える。

- (36) 北条泰時期にも被官人を上洛させて多好方から御神楽秘曲の伝授を幕府は試みるが、すでに好方は没していた。そのため幕府は好方の子好節(この人物も当時すでに物語者のため招請を断念)や孫好氏の招請を行っている(一連の経緯については拙稿B論文を参照)。

- (37) 鎌倉に招請された多好久の主張内容は詳らかではない(幕府が彼に何を要求したかすらも当然ながら未詳である)。ただ、彼は『體源抄』の註記に「弘安五死廿九」と遷宮の翌年に没していることから、幕府から鎌倉楽人たちへの神楽教習なしいは宮人曲の演奏を依頼され、病気を理由に辞退した可能性もあろうか。あるいは鎌倉で行われている宮人曲への非難を含むものだったか。いずれにせよ、かかる難澁が多好久から出されても、幕府は中原光上と多久光による宮人曲の演奏を強行したかたちとなる。

- (38) 中原景安における他家からの楽統継受過程については拙稿A論文に詳しい。また多久忠(忠久とも)の鎌倉下向については前掲註(28)を参照。

- (39) 伯盛光の鎌倉下向については前掲註(29)を参照。

- (40) 三浦光村の音楽活動については、主に高橋秀樹・真鍋淳哉「三浦一族を読み直す」(『市史研究横須賀』四、二〇〇五年)、真鍋淳哉「三浦光村に関する基礎的考察」(『市史研究横須賀』八、二〇〇九年)を参照。『吾妻鏡』のなかで三浦光村は「於

- 彼所和歌管絃等御会、能登前司・吉岐前司等彈琵琶」〔表〕156〕や「於將軍御方有御酒宴、(中略)舞女(祇光、今出河殿白拍子、年廿二)施妙曲、大蔵少輔朝広・能登前司光村・和泉前司行方・佐渡五郎左衛門尉基隆等答算猿楽云々」〔表〕158〕といった音楽芸能での活躍がみえる。なお、三浦一族の京・鎌倉・本拠を跨ぐネットワークと同氏の音楽受容については別稿を準備している。
- (41) 中原光氏の楽統継受については拙稿A論文に詳しい。
- (42) 西園寺妙音堂の弁才天坐像については、根立研介『吉祥・弁才天像』(『日本の美術』三二七、至文堂、一九九二年)、川瀬由照『西園寺妙音堂本尊像について―琵琶秘曲伝授作法本尊像の系譜(一)―』(有馬頼底監修・鹿苑寺編『鹿苑寺と西園寺』思文閣出版、二〇〇四年)、猪瀬千尋『妙音堂について』(同『中世王権の音楽と儀礼』笠間書院、二〇一八年(初出二〇一二年))を主に参照。
- (43) 同史料は、すでに豊永聡美『鎌倉武士と琵琶の文化圏』(福田豊彦・関幸彦編『鎌倉』の時代)山川出版社、二〇一五年)による言及がある。
- (44) 『琵琶秘曲伝授記』(『図書叢刊 伏見宮田蔵楽書集成一』)。
- (45) 『琵琶血脈』(『図書叢刊 伏見宮田蔵楽書集成一』)。
- (46) 応長元年一月二十九日「大福寺御堂供養目録」(大福寺御堂供養記)、『静岡県史資料編五 中世一』(一六三三五号)。遠江国大福寺での舞楽事例については、山路興造『伎楽・舞楽の地方伝播』(同『中世芸能の底流』岩田書院、二〇一〇年(初出一九八五年))でも触れられている。
- (47) 元応二年三月五日「大福寺衆徒連署起請文」(『静岡県史資料編五 中世一』一六八四号)。
- (48) 東京大学史料編纂所蔵謄写本『郷々寺役記』(請求記号・二〇一五―三二一)。
なお同史料は永村真「鎌倉時代の鏝阿寺経営―郷々寺役記を通して―」(『栃木県史研究』二四、一九八三年)にて紹介されており、本稿も参照した。
- (49) 『鏝阿寺文書』二号(『栃木県史資料編中世四』)。
- (50) 『史料5』中の「楽所伶人等」の解釈について、鏝阿寺内の楽所という可能性も存するが、そもそも他の史料では同寺自前の楽所の存在が認められず、「舞師」「舞師伶人等」に高額な費用を支払っていることからするに、彼らは外部から招請された楽人と判断できよう。また舞楽装束も不足分を鶴岡八幡宮寺から借用していることを考え合わせるに、先の鏝阿寺一切経会での「舞師」や「楽所伶人」が鶴岡である蓋然性は高いものと思われる。
- (51) 金沢文庫古文書二八八函四八号。
- (52) 野間清六『日本假面史』(藝文書院、一九四三年)、林屋辰三郎『中世芸能史の研究』(岩波書店、一九六〇年)。
- (53) 井原今朝男『増補 中世寺院と民衆』(臨川書店、二〇〇九年)、山路興造『中世芸能の底流』(岩田書院、二〇一〇年)。また美術史学では、列島各地の舞楽面・行道面・獅子頭の作例を検討した西川杏太郎『舞楽面』(『日本の美術』六二、至文堂、一九七一年)、田邊三郎助『行道面と獅子頭』(『日本の美術』一八五、至文堂、一九八一年)、同『論集 日本の仮面 上巻』(中央公論美術出版、二〇一九年)などがある。
- (54) 例えば国文学では、後嵯峨院政期(鎌倉では將軍宗尊親王期)を和歌や古典を通じて公武の文化交流が隆盛した時代と評価する指摘もある(小川剛生『武士はなぜ歌を詠むのか―鎌倉將軍から戦国大名まで』(角川学芸出版、二〇〇八年)、前田雅之『書物と権力』(吉川弘文館、二〇一八年)など)。本稿との関連では、ちょうど鎌倉楽人が最も活躍した弘安年間鶴岡遷宮の前段階の時期にあたっており、狛氏など重代地下楽家出身の楽人の鎌倉下向に如何なる影響を与えたのか検討する必要がある。この点は今後の課題としたい。
- (55) そのようななか、狛近康の鎌倉下向時期が建長六年(二二五四)と判明する点は重要であろう(芝則行本系統「楽人補任」(前掲註(12)参照)。当該期は先述した後嵯峨院政期(寛元四年(二二四六)〜文永九年(一二七二))にあたり、前掲註(54)との関連でやはり興味深い。
- (56) 都市鎌倉の求心性については、秋山哲雄「鎌倉と鎌倉幕府」(『歴史学研究』八五九、二〇〇九年)、同前掲註(24)書『都市鎌倉の中世史』の指摘が参考になる。
- (57) 例えば、鎌倉幕府の法圏拡大とともに、都市鎌倉へ訴訟を目的に下向する京都樂人たちの動向が目立つようになり、彼らが鎌倉へ下向した際には現地で音楽交流が促進されていく(拙稿前掲註(7)論文「中世鎌倉音楽史の射程」)。また、執

権北条時頼期の鎌倉では、富の蓄積とソフト面での都市整備が進んだことも指摘されている(保立道久「都市の葬送と生業」(五味文彦・齋木秀雄編『中世都市 鎌倉と死の世界』高志書院、二〇〇二年)、高橋慎一郎『北条時頼』吉川弘文館、二〇一三年)。前掲註(54)(55)でみた後醍醐院政期の公武関係および京鎌倉間の文化交流との関係を踏まえながら、鎌倉中後期の都市鎌倉論のなかに音楽史を位置づける作業も今後の課題であらう。

〔付記〕

本稿は令和四年度神奈川県立歴史博物館特別展「永福寺と鎌倉御家人―荘厳される鎌倉幕府とそのひろがり―」(会期：二〇二二年一月一日～同年二月四日)の準備過程で得た知見に加え、令和六年度開催予定の同館特別展「仮面絢爛―中世音楽と芸能があらわす世界―」(会期：二〇二四年一月二六日～二月八日(予定))での事前調査をもとに成稿したものである。史料調査に際しては、善本芝則行本系統の「楽人補任」の閲覧・調査にあたり、櫻井利佳氏(上野学園大学日本音楽史研究所)をはじめ同所職員の皆様のご高配を賜った。記して御礼申し上げる。